

# 農業普及の基礎概念

——社會學的農業普及論（一）——

内 山 政 照

## 目 次

### 第一章 二つの課題

#### 第二章 方法論的前提

一、従前の普及の科學的研究とその性格

二、普及の社會學的研究の根據とその限界

#### 第三章 普及關係の地盤

一、「普及的」關係

例の一 品種の入り方——「もらい苗」慣行

例の二 村落における言葉のヒエラルキイ  
例の三 「家」の稻刈り慣行

二、普及の基礎地盤

#### 第四章 普及關係の成立

一、若干の豫備的考察

二、普及的關係の性格

三、普及關係の成立

（未完）

## 第一章 二つの課題

この稿に於て私は農業普及の社會學的研究を通じて二つの課題——いわば一つは實踐的な、一つは理論的な——を果そうとした。

まず第一に問題の出發點を與えたものは、今日の普及政策のおかれている困難であつた。その困難とは、新しき革

農業普及の基礎概念

袋が用意されたにかかわらず、そこに盛られるべき新しき酒が準備されていないという點にある。具體的に言えば、農業改良普及事業が終戦後の重要農政の一つとしてアメリカのエクステンション・ウワークに範をとつてとりあげられ、現に多くの改良普及員が全國くまなく配置されているにかかわらず、此の新しい制度に盛らるべき内容がはなはだ貧弱を免れていないばかりか、若干の混亂さえ見られるということである。すなわち戦前の補助金による奨励指導事業は多くの批判はあつたけれども、ともかくその果たした役割は大きかつたが、今日の普及制度においては農業改良助長法の指し示す通り、國は自治團體として既に獨立したところの地方公共團體との間に完全協力關係を結び、條件的補助金(Grants in Aid)としてほとんど普及員の人件費程度の額を與えることが許されているのみであるから(完全協力關係、條件的補助金については内山編『農業の普及改良に關する文獻・資料・その解説』一七—八頁參照)、普及の現實の場面は國の直接の行政權力・機構の及び得ない領域となり、ここで働らき得るものは一片の補助金・資材によつても武装されず、且つ供出其他の行政關係からも遮斷せられた、いわば「丸腰の」普及員あるのみであり、一方普及員たちはその素質、心構えに於いて戦前の農業會の技術員と比較して大差なきか、或いはむしろ劣つてゐる。それらの點で戦前の奨励指導事業ほどその効果を期待できないのではないか、という疑念があるようである。或いは、戦前の技術員は農會に屬していたために、その立場上農家及び農業に直接にタッチしていたのに對して、今日の普及員は形式的には縣の役人であり、農業改良委員會の機關はあつても、どうしてもその地區の農家及び農業の實際に自ら屬するといふ意識と感覺とが薄くなり、いわば舊來の學校の先生式になつてきているといふ指摘もされている。そうして以上の諸缺陷に對する救済策として、例えば補助金政策の復活、行政機構との一體化による普及員のいわば「再武装」あるいは普及員を協同組合に屬せしめること、等々が唱道されている。ことにこのような傾向は、深刻化しつつ

ある農村不況との關連に於てその意味と效果とを性急に問われるという事情から最近一層強くなつてきているようであるし、進んで普及制度そのものの存在に對する疑念にまで發展する可能性をはらんでいる。

然し私は後に本文で詳述するように、このほとんどあらゆる經濟的・政治的側面において八方塞がりのうちに喘いでいるかの如き農政に於いて、なおそのうちに拓かれざる資源が存する、それは社會的資源 (social resources) の側面にこそあると思うものであり、これは經濟・政治に多くの制約を負いつつもなお、獨自の領域をもち獨自の法則を有するものである故に、與えられた政治・經濟のワクの内でもなお充分機能を發揮しうる餘地をもち、又逆にこの面を發見し充分開拓することによつて、政治・經濟のワクそれ自身も自ら擴大し得る可能性 (potentiality) を獲得しうるのではないかと考えている。このような諸觀點からすれば、無手勝流、徒手空拳の普及員制度を中核とする今日の普及制度にはむしろ多くの發見さるべき據點があり、なお重要な機能が拓かれうるであらう。又そういうものとしてわれわれのエクステンションの概念を規定すれば、それは一體どのような概念としてつかまえたらいいか。それを具體的に新らしい革袋に盛るためにはどういう手続きが必要であるか。これらの諸課題こそ本稿の動機となり又絶えず筆者を鞭打つていたものである。

さてそのような課題を擔いつつ既存の普及關係の文獻を見てゆくと、いろいろ教えられるところはもちろん少なけれども、われわれに切實な答を用意しているものはきわめて少いし、又當面の答は一應していても本質的な部分において缺けるところの多いものがほとんど大部分であると言つてよい。一方教育學の歴史に於ても、哲學的規範的學問としての性格を脱して、「教育の科學」(デュルケム)として、經驗科學として登場してくるのは二〇世紀、それも極めて最近であり、ことに普及と關係深いと思われる成人教育、社會教育の場面にいたつては今日なおやつと緒

を見付けかけたような状態であるので、「普及」は「教育」なり、とアメリカの多くの普及事業の論者のようにおき換えてみても、そこにはあまり新らしい答は生まれてこないようである。このようなわけで、普及の科學的研究——それこそが新らしい酒を醸すべき酵母になるものであるが——の現状は文運甚だ盛ならずといわざるを得ないのである。私が既存の普及關係諸文献に一應頼りながら、一方最近の教育學とくに教育社會學の成果をとり入れつつ、新らしく一步を踏み出さざるを得なかつたのはそのような理由にもとずいている。

なお、われわれが普及の科學的研究に於てある意味では有利な事情がある。それは大凡次のようなことである。

由來農業普及の概念は大別して次の二つに分けられるようである。すなわち一つは戰前のわが國やドイツなどに典型的に行われたもので、農政の概念と相おおい、その一部門とされるものである。これはこれらの國々では現實に、主として農業保護政策の強力な支柱となつて行われてきたという事情にもとずいている。他方これに對立するものには、アメリカ合衆國などに見られるように、普及は行政とは全く無關係な、むしろ教育である（Extension is teaching）というモットーの下に、前者の場合とは全く逆に行政とは無關係の概念としてとらえられてきている。これは彼の國においては普及事業がもとと大學教育の擴張（extension）という形態で行われ、一九一四年にスミス・レーバー法が制定されて以來はその普及事業に廣汎な連邦補助の途が拓かれたけれども、連邦政府（農務省）はあくまで州立大學とのみ關係を結ぶに止まり、實質的にはなお、各州立大學が普及事業の主體として存在している。このような事情にもとずいて、普及は教育なりといわれているのである。

このように普及事業・制度の現實の形態上の差異は普及の概念そのものの不統一をもち來たし、とくに實際の情勢においては、この双方の混血兒たる今日のわが國の普及事業とその概念にはなだしい混雜を惹き起していることは

否定できないであろう。しかしこのことは逆に普及の概念を双方比較的に觀察しつつ把握しうるチャンスを与えてい  
るとも考えられる。一方にドイツ系の主として農業經營學者、例えばチャヤノフ、シュテーデン、エレボー、シェー  
ンベルク等々の普及概念、他方にアメリカの最近の文化人類學者、農村社會學者の立場からする概念をそれぞれ批判  
検討しつつ、一定の立場から統一的・組織的に再組織しうる好個の土壤であるとも考えられるからである。

×

以上のようないわば理論的關心と、前述の如き現在の普及事業の若干の困難に對する關心とは筆者に此の課題を與  
えた。甚だ未熟で、行文往々にして混亂を免れていないが試論として充分批判、検討をお願いし度い。

## 第二章 方法論的前提

### 一、從來の普及の科學的研究とその性格

今世紀の初頭以來、とくに前大戰前後以來ヨーロッパ各國、アメリカ、わが國などでは、その歩を揃えて——その  
名はまちまちであつたが——普及活動に乗り出してきている。そしてそれに伴つて普及の科學的研究も若干あらわれ  
た。然し筆者の見る限りに於てそれらは次のような特色を擔うものであつた。すなわち、

(1) 經濟學的普及論。わが國では東畑教授の「技術と經濟」に關する諸論はその代表的なものであろう。そして此  
の場合に普及は經濟財（生産財、生活消費財）が、政府・個別資本など農業を動かすものから、動かされる農民

(follower) に導入・普及してゆく過程としてとらえられるから、問題は主としてこの場合の経済的諸條件とその経済的歸結、並びに導入・普及に要する諸種の生産・生活資本の不足を補うための手段としての補助金に集中される。(くわしくは、内山編『農業の改良普及に關する文獻、資料、その解説』に示した諸論稿を參照せられたい。) 普及という現象を經濟的側面からとらえればまさにこのようにとらえられるであろう。然しなお他の側面からの把握が可能であり同時に有益であり得る。とくに以下試みようとする社會學的把握の試みは、今日の普及政策に於いてともかくも一般的補助金が打ち切られるという状態にあるために、かかる現實からの要請としてもその限り承認されてよいであろう。そして此の側面からちがつた色の光をあてることによつて、此のような經濟的側面からみていた時に發見できなかった、事態の新たな凹凸が浮び上る可能性が多い。例えば普及員の問題、普及組織・方法の問題等々はそのうちの顯著な一例であろう。

(2) 經營學的普及論。ドイツ系の傳統では農業獎勵論 (Landwirtschaftsförderung)、助言事業論 (landw. Beratungswesen) はもつぱら農業經營學者の副業に屬する如くである。例えば、エレボー、シュテーデン、シェーネベルク、ベルクナー等々において、普及論は主として經營主の經營能力を向上せしめて、經營の收益を最大ならしめるという觀點から扱われている。<sup>(1)</sup>そしてその方法は教育或いは農業助言 (landwirtschaftliche Beratung) によるということに落着いてしまつて、その助言の過程、方法、形式そのものについての科學的研究はない。せいぜい常識的な心得を説いているに過ぎない程度である。こういう普及論は即ち普及の一方の擔い手たるに過ぎない農業經營主のみをとらえているために、例えば普及とは如何なる意味をもつかについては、農業保護政策の一つという答以外には何も答えないであろう。然し一方これらの問に対する答を一應しているような普及論がある。それは、

(3) 目的論的普及論、あるいは普及條件論とも名付くべきものである。即ち例えば次に摘記する井上晴丸氏のものなどはその一例となるであろうが、それは普及の主體を國家或いは地主、個別資本と見たて、これに對して單純商品生産者としての農民を普及客體として、その間に主體のある一定の目的を實現するための手段として技術が滲透してゆくとみるのである。此の觀方はたしかにいろいろのことを教える點はもつているが、ここでは普及（井上氏の場合は當時の技術滲透政策）が農政一般のなかにそのまま吸収されてしまつて、その結果、普及そのものの過程、形式、方法に關する認識を捨てることになり易い。普及行政と普及それ自體とを嚴密に區別することはわれわれが後に企圖するところであるが、この論理によると此の區別はできないことになる。教育そのものと教育行政とを混同する人は少いが、普及の場合には、直接間接そこに餘りに強い國家的權力の背景を背負つているためにこの區別が混同されているのである。然し後にのべるように、この區別が嚴然として來た時にまさに普及プロパーが成立したと言ふべきなのであるから、この區別を科學的に確立することなしに普及論はあり得ないと云ふべきであろう。その意味では此の類の議論はむしろ普及條件論になり、必然的な結果として、農業の發展を阻むものは、かつては土地制度或いは國家政策全體であつて、そういう大手段（grosse Mittel）から獨立の普及という小手段（kleine Mittel）はむしろ枝葉末節のネグリジブルなものだという普及抹殺論にも陥りかねないのである。

然し事實として、普及がこのように農政そのものや農家經濟の狀態から大きな制約を各側面に於て蒙ることは誰しも認めるとしても、これを以て普及抹殺無用論にまで發展させるのは行き過ぎであろう。それはちやうど——いろいろな差はあるが——教育が社會的制約を蒙る故を以て教育無用論を唱えようとするに等しい態度である。われわれは現實の普及が蒙る多くの制約を認識すると同時に、以下の諸章にのべる如き普及そのものの獨立の分化の趨勢にも、

従つてその限りについて、他からの制約から自由な普及の作用領域を確認せねばならぬであらう。

一部に以上の如き議論がおかなり根強く残つていゝと思われるので、ここにかつて井上氏の論じた技術滲透方策に關する批判の概要を參考のために示す。<sup>(2)</sup>

『技術滲透の問題はその起源に於て戰事中終戰近くなつて勞働力の荒廢、食糧の激減等の生産諸條件の惡化が戰争の遂行そのものに脅威を與えたとき凡ゆる技術的施策を以てしても經營にうけつけられないで空轉するという現實に直面した場合押し出されたものであるが、現段階（指導農場制度のころ——筆者註）の如き單純商品經濟の支配的に行われている時代に於いて、かかる方策を推進しても……戰時中企圖された舊い土地關係のワク内での技術滲透の強化擴大にすぎぬのであり、さらに實踐班の組織はたんに部落實行組合——戰時中のゆゑの再生産を任務としたところの——の復活強化にすぎぬからその限界はやがてくる。由來わが國の技術發展の原動力は、地主による現物小作料收奪欲求、食糧のチープ・プロダクトを要求する資本、國內食糧自給と中堅國民層を維持しようとする國家などに徹底的に把握され、一方一般農民は現物地代をとられて自家消費の残りの僅かな生産物を商品化するにすぎぬから、ここには價值法則が實現しないから技術發展の衝動は起らなかつた。

従つて眞に農民のものとしての技術滲透が實現するためには、土地改革によつて獨立自營農民を作り出し、その後には小農貧農の協同化によつて、價值法則を貫徹させることが目ざされねばならぬ』と。

(4) 社會人類學的普及論。以上はいずれも經濟學の立場に立つた普及論であつたが、それ等にはいずれも普及の本質的部分——過程・方法等の認識がそれぞれの立場から部分的にあらわれ得てゐることが解つた。

然らば、別の視角として社會學的立場をとつてゐるものは如何。既にわれわれはそのような試みをもつてゐる。即ち、社會人類學者たちの協同勞作たる『世界の農民』これである。しかしこの本は普及者にとつて望ましい文化の方向に人々を發展させるために、普及さるべき——即ち教育さるべき人々の獨自の文化<sup>(3)</sup> (culture)を知り、その構図

に沿つて新文化を傳播して、既存の文化の變容を起させる、というのがその主題となつてゐる。ここでは普及さるべき人は、普及をする人（主體）と離れて、それ自身孤立的にとらえられているばかりか、文化變容の過程そのものも、農業そのものについて充分に說かれてゐるとは言い難い。つまりここでは社會人類學が、普及の科學のたんなる補助科學（Hilfswissenschaft）となつてゐるにすぎない。

(5) 社會學的普及論。チャヤノフは小農指導の原理において、社會學的立場をたまたまあらわしてゐる。いわゆる社會的農業指導（sozialagronomie）と自ら名付けてゐるのはその立場を端的に示してゐる。けれども彼自身も認める如く、未だその立場が充分確立してゐないで、はなはだその立論が混雜してゐる。<sup>(4)</sup> あらためてはつきりした立場からこれは再構成されねばならぬものである。

一方社會學者によつて多くの教育論が試みられてゐるけれども、成人教育の論稿は乏しく、又近時行われてきたすぐれた社會學的教育論も農業、農民、とくに成人農民の特殊な職業的教育ともいわるべき普及の分野には未だその研究の手が伸びてゐないようである。然し、その研究の方法についてはむしろ多く學ぶべき點を發見することができ

る。

以上のべてきた如く、普及の科學はなお未開拓の分野とも云うべきもので、將來の課題に屬するのであるが、筆者は以下主として社會學的立場にたつてその途を開くための踏石の一つを布石しようとするのである。

註 1 例へば、F. Aereboe は、『經營指導の意義』のなかで次のように言つてゐる。

『人間が農業經營を營んで收穫をあげるのだということ、とくに經營主がその場合に決定的な役割を果すということは、前に私の叙述したところによつて既に更めて指摘するまでもなく明らかである。そして經營主はともかくても何か經營のための諸力（Hilfskräfte）を使う限り、彼の優劣（Eigenschaften）はかならずその成果にある振幅（Ausschlag）を與えざるを得

ないであらう。

彼はその農業生産のための諸力の選擇をなし、そのことによつて彼の得る成果 (Leistung) は決定的な影響をうけるからである。』(F. Aereboe: Agrarpolitik, s. 589)

註2 井上晴丸稿、技術滲透方策への批判、『農業技術』昭二一、五月號。但し、手許のメモを參照して、大意をのべたのである。いは筆者の意を誤り記したかもしれないことをおそれる。なお普及條件論としては、近藤教授の『技術と經濟』に關するものも有力なものである。

註3 Social anthropology による文化の概念についてはいまここにふれない。内山編前掲書參照。

註4 くわしい批判はいまここにしない。粗雑ながら試みたものとして、前掲拙稿をあげるに止める。

## 二、普及の社會學的研究の根據と限界<sup>(1)</sup>

耕作から全く遊離して小作料に専ら寄生してしまふ前の地主は——よく農村で話をきくように——農業に深い關心をよせていて、朝早く起きて自分の所有地の小作人を督勵して廻わつていた。(後の一六頁以下にのべる例の一もその實例になる)。或いは農家の子弟は既に幼少のときから兩親について田畑に行き、そこで農耕の基本的動作と知識を覺える。このように地主と小作、或いは父(母)と子の間には、未だはつきりと「普及」という名はつけられないが、自然の間の二人の仕事の應答のうちに、農耕のやり方を教え、覺えるという關係が存在していることは確かである。

いい換えればそれらの兩者の間に行われるこのような作用は社會學のまさに對象としてゐる人と人との相互作用のいろいろな錯雜した「あみ」のなかで營まれているのであるが、この相互作用を實質としてゐる全體の社會的構成物 (soziale Bestand) のなかから、ある一定の「普及」という意味をもつてゐるもの——普及構成物 (Extensions-tatbestand) と呼ばるべき——を抽出すれば、これは社會學的研究の對象とすることができ、社會學的立場から

このようにして構成された、純粹な「普及關係」は、從つて人間關係形式の特殊な種類 (besondere Art) の一つとして規定することが出来るはずである。支配關係、契約關係など……と並べて同様な意味に於て。

ここに於て、われわれは以下に於て試みるように、普及を二人の人間（あるいは社會形象）の間の社會關係形式の一種としての普及關係であると規定することができる。<sup>(2)</sup>

この立場をとつたときに注意すべき點は、この關係形式としての普及關係はそれが兩者のいかなる動機・目的によつて成立するかに無關係であり、從つてわれわれの研究もそれにかかわりがないという點である。<sup>(3)</sup> 現實に行われているわれわれの目前にある普及活動は、いろいろな目的・動機にその源をもち、普及關係として成り立つており、すなわちその動機と關係形式とをともになかに離し難く含みつつ行われている活動全體であるが、われわれはこの場合にそのなかから關係形式としての普及關係だけをとり出すのである。從つて此の場合に普及關係を成立せしめる兩者の動機・内容が假りに普及的意味を初めから有つていようといなかつと、——例えば他人を支配しようとしてその結果普及關係が成立していても——それは構わないのであり、逆に動機に於て純粹に普及的意圖を以て始められた場合にも、その關係形式に於て普及關係が成立していなければわれわれの考察からは除かれるということを意味している。

このことから次のような重要な歸結が生ずることを豫め注意しておかねばならない。すなわち

(1) われわれはこのようにして規定された普及關係を考察することによつて、その歸結として何か現實の普及の今後あるべき方向とか、その使命とか、あるいは現在の普及の全般的批判とかが『科學的』にひき出され得ないというものである。何故ならば現實にわれわれの目前にある普及活動は明らかに何等かの意圖を以て行われているに

かわらず、われわれの考察は一應その意圖を捨象した普及關係だけを對象としているからである。(4)

(2) 後に普及の理想・目的について述べるけれども、その場合にもここにのべた普及關係が、他のより廣い社會、例えば國家という社會によつて規定されるという面を問題にし、その限りに於てのみ普及の理想・目的を問題とするのであつて、一般的に普及がどういう意圖で行われるかを問題にしているのではない。(5)

(3) われわれの立場では、例えば普及員と普及をうけようとする農民との間に相互作用、その場合に成立する普及關係、或いは形象を普及と規定するのであつて、例えば國家、個別資本、蠶絲會社等々の如きものを普及の主體とするのではない。普及主體・客體はあくまでもそれぞれ普及員そのもの、被普及者としての農民それ自身、である。普及員が現實の社會的地位に於て國家、あるいは會社のたんなる代辯者、代理店エイゼントにすぎないとしても、それは普及主體としての普及員の社會的地位・性格の問題であつて、われわれの對象としての普及主體はなお普及員それ自身である。

この點、私の前著、『農業の改良普及に關する文獻・資料・その解説』中の普及主體のつかみ方は、現象に幻惑されて全く逆に誤つて考へていた。ここに訂正しておき度い。

これらの點は、社會教育の主體は何かについての重要な論議と同様に議論になる。例えば、小林澄江氏は新しい社會教育法の第三條を解説されて、そこには社會教育の主體が國及び公共團體ではなくて却つて國民自身であり、國及び公共團體はこの活動を獎勵する機關たるに止まるという趣旨が文面では明らかにされているとされ、然しよく考へてみると、國及び公共團體は國民自身によつて形成されるのであり、そのような社會は事實上社會教育の主體たりうる。従つて社會教育は社會において社會によつて行われる教育であると規定されても一向差支へないのである。然し從來の傳統的な社會教育にあつては、國又は公共團體の社會教育に關する行政面が前景に立ち、國民自身の社會教育に對する自覺的活動がさほどでもなかつたので、この缺陷を正す意味で『社會教育法』はあのような規定をしたのである、とされている。(同氏著『教育學序説』二八九—二九〇頁、傍點筆者)

概要のみ記した。）

然し此の見解は事實上の運営の主體という現象に幻惑されて、國家、或いは公共團體という集合體そのものあるいは國民一般が直接に教育主體であるという誤謬におち入っている。これは學問的分析の立場を忘れていと言わざるを得ないであろう。例えばフイツシャーは『Soziologische Pädagogik』のなかで云っている。

「教師或いは生徒として人々の集合體 (Kollektiva) を認めようとする見解もある。成る程その中で階級、身分、職業等々として多くの人々が自分の新しい存在を形造っていることは確かであるが、このような教育關係をよく分析してみれば直ちに機關それ自身として (Institution als solche) は教育もしないし、集合體は直接に (unmittelbar) 教育することもある」ともないということがよく判るであろう」と。フイツシャーはこのような見解を以て社會學的教育論の大きな謬論の一つとして指摘している。(Aloys Fischer: Soziologische Pädagogik, Handwörterbuch der Soziologie, ss. 590-591)

(4) 従つて通常普及と考へられているところの國家、個別資本、農民團體等々の行う生産獎勵指導政策、巡廻教師制度、などなどは此の場合普及の範疇に入らないのであつて、假りに「普及政策」とも云うべきものであることが注意されねばならない。

從來普及の場面には多く外部の權力や勢力が強く、むしろ行政の一種とみた方が解り易かつたために、普及と普及政策とが混同されて觀念されていたことが多かつたが、われわれの上の規定によればこれは嚴密に區別されねばならぬし、後にのべるように、今日の普及制度の下に於ける普及員の獨立的地位は現實にこの區別を要求していると云わねばならぬ。また殊にドイツやわが國の如くこのような行政條件が強いところでは、ともすれば元に戻り勝ちであるからなおさらこの點が大切な要點となる。

例えばチャヤノフの『農業指導の理論と方法』などもその卷頭第一頁の社會的農業指導の定義に關する言葉が示すとおり、兩



註3 形式社會學に於ける形式と内容の分離の考え方に従り。G. Simmel: Soziologie, 第一章及本稿二六―七頁参照。

註4 このことは、最初に氣負つた言い方をしたところの實踐的課題に對して、この研究が全的に答えないということを意味するのではないかと反問される方がいるかもしれないが、然しあらゆる科學が實踐的な課題に答える仕方は現實と科學の假定性との間の避け難い溝のために、この場合のようにならざるを得ないのではなからうか。その意味では、たんに人に示唆を與えるに止まり解答を與え得ないというのが科學そのものの性格であると思う。

註5 此點例えば前述の井上氏の普及論との差異に注意せよ。なおこのような方法は歴史的感覚を缺き、歴史的現象としての普及を見落すものではないかという批判が當然豫想されうる。この批判に對しては筆者はいま充分に答え得ない。問題として殘るところであらう。

筆者は別に、『普及史』として方法と構想を新たに於て此の課題を果し度いと思つてゐる。なお清水幾太郎氏の論稿「日本に於ける實業教育の發展」(同氏著『日本文化形態論』所收)は、この際參照されるべきであらう。

### 第三章 普及關係の地盤

#### 一、「普及的」關係

例えば、かつて地主小作の間、農家の父と子との間、老農と百姓、代官と百姓との間、などで新しい農具の用い方施肥の仕方、栽培の仕方等々が、教へ習われてきたことをわれわれは知つてゐる。これらの一部のものが勸農といわれてきたことでもわかるように、その兩者の間に、その作用の實に於て普及とも稱せられるべき作用が含まれたことは事實であるが、その場合兩者の關係は普及ということがなくても成立が可能だつたはずである。従つてこの兩者の

關係を普及關係と規定することはもちろん不可能である。假りに名付ければ、普及的關係とも云われ得よう。然し一方これらの關係がある條件の下に於いては、きわめて普及的關係につつまれ易いということも事實である。領土地主の貢納小作料の欲求、百姓・小作人の側に於ける商品生産に伴う經營改善の欲求等がそれに結びつくということは、この際考慮の外においても、彼等の社會的存在關係そのものからみて然りである。

若干の實例についてこれらの論議を一層くわしく確かめてゆき度い。

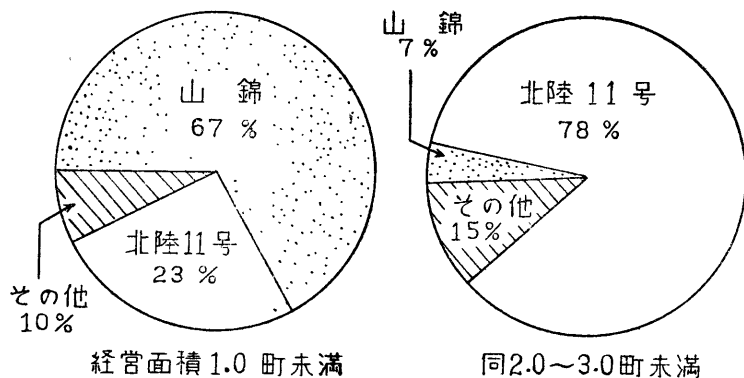
#### 〔例の一〕 品種の入り方——もらい苗慣行

昭和十八年の夏私達は山形縣庄内平野のある水田單作地帯の村に調査に赴いた。そしてそのうちの一部落の農家をいろいろ話をきいて廻つてみると、非常に不思議な事にぶつかつた。

それは經營規模の大きな農家と小さな農家とでは、その作つてゐる稻の品種の組合せが非常にちがつてゐるという事實なのであつた。これを表にしてみると次のような數字になる。<sup>(1)</sup>(第1表)

即ち小經營の農家では「山錦」という耐肥性の品種(肥料を多くやればやるほどよく出来る品種で、逆に施肥量を少くすると割合收量を減ずる)が極めて大きな部分を占め、殊に一町未満の農家では、總作付非積の六七%が「山錦」であり、逆に「北陸一號」という少肥性の品種は經營面積の大きな農家になるほど多く作られ、表に見るように、二町以上の農家になると七〇%以上を占めてゐる。この兩品種の作付の割合は、農家の經營規模に従つて全く逆の比率になっていることが解つた。これはおかしいと思つてさらによく調べて見ると、さらに次のような事情が明らかになつてきた。

それはこの部落では小經營の農家(「小前」<sup>こまへ</sup>)と呼ばれてゐる人たちが主<sup>な</sup>は、ほとんど全部のものが自分で苗代をもつてゐないので、形式上は部落の共同苗代という名前にしてあるが、實質的には大經營農家を兼ねてゐる地主(本百姓或いは「大前百姓」という)の苗代で育つた苗をもらつて、それで田植を行つてゐる。即ちここでは、本百姓一戸に對して小前百姓が一戸附屬



第 2 圖

第1表 經營規模別水稻品種

| 經營の規模   | 水稻總作付面積 | 解答農家戸數 | 主要品種作付面積 |             |      |             |      |       |
|---------|---------|--------|----------|-------------|------|-------------|------|-------|
|         |         |        | 實 數      |             | 比 數  |             |      | 計     |
|         |         |        | 山 錦      | 北 陸<br>11 號 | 山 錦  | 北 陸<br>11 號 | その他  |       |
| 1.0町未満  | 反 25.6  | 9      | 反 17.4   | 反 0.6       | % 67 | % 10        | % 10 | % 100 |
| 1.0～2.0 | 46.5    | 3      | 14.4     | 16.5        | 30   | 35          | 35   | 100   |
| 2.0～3.0 | 91.4    | 4      | 7.1      | 72.3        | 7    | 78          | 15   | 100   |
| 3.0～4.0 | 62.2    | 2      | 10.7     | 22.8        | 15   | 36          | 49   | 100   |
| 4.0～5.0 | 84.0    | 2      | 2.0      | 82.0        | 3    | 97          | 0    | 100   |

していて、本百姓は自分の田植をその時に一番適した良苗で最先に「ゆい」で済ませる。そしてその残りの苗をもらつて、遅れて小前百姓が田植をするのである。丁度この頃は太平洋戦争の初期（昭和十八年）のことであつたので、肥料の供給事情が非常に不安定で見透しがきかない頃だつた。従つて本百姓たちは、春になつて田植の頃になり、漸くその年の肥料が少いということをはつきり見透して少肥性の「北陸一號」を餘計にとつて植えた。そして例年の如く「もらい苗」の慣行で、小前百姓には残りの「山錦」が渡された。こういう「からくり」になつていたのであつた。

又このように、苗代作りから田植までは本百姓が直接小前百姓を指揮

して作業するために、小前百姓は耕作用の馬や農具をもたないし、又もつ必要もない。また其後の作業も本百姓の農具を借りて行うことも多いのである。

以上の事實によつて、われわれは何故經營規模の大小によつて品種の組合せが違ふかという疑問に答えることができた。それは「もらい苗」慣行を通じて、本百姓と小前百姓とが關係し合ひ、<sup>(註2)</sup>本百姓の力と小前百姓の力とが相對立し、その兩者に差異があつたという社會的・經濟的原因によつてひき起されたのであつた。そしてさらにこの事情は、逆に云えばこの「もらい苗」慣行を支柱として、いつまでも兩者の力は相對立し差を保つことになる。「もらい苗」をいつも植えねばならぬ農家と、時に應じた最良の苗をいつも能率よく植えることのできる本百姓とが、その秋の收穫時になつて手に入れる經濟力を考えて見よ。これによつて舊くからの本百姓―小前百姓という社會的關係が、益々強く維持されてゆくという村落秩序維持のメカニズムであつた。<sup>(註3及び6)</sup>

### 〔例の二〕言葉の慣行

以上の例は農法に關した例であるが、このような慣行は、その生活一般について云えることで農法だけに限らない。よく調べて考えてみるとどの農村でも、その生活全般にわたつて必らずころがつている例なのだ。今その一例として言葉をとつて見よう。

啄木が東京で失敗して、傷心の想いを抱いて故郷の小驛の寒々しいプラットフォームに降り立つたとき、彼はなつかしい訛に故郷の香を嗅ぎ、心あたたまる想いがして歌つた。

ふるさとの訛なつかし

停車場の人ごみの中に

それを聴きにゆく

同じような情景は私の見た次の例にも可憐な姿で現われている。それは例一にのべた村に私が調査に行つたとき、村の小學校の先生の處に、卒業して都會に出稼ぎに出た兒童から恩師にあてた手紙がきていたのを讀ませてもらつたときの話で、その内容の詳しいことは忘れてしまつたが、未だに私に最も印象深く残っている一節がある。それは初めての獨り旅をして未知の町につき恐る恐る自分の工場の寄宿の一室に落ち着いた兒童の第一信であつたが、その兒童は同じ室に同じ地方からやはり出てきた子供と一緒にすることが出來て、そこで同じ方言を聞きそれで話し合えたので、それが一番嬉しく思つたとのべていた。その子供は方言の中に故郷の香を嗅いだのだ。

このように、言葉と云うものは最も人々にとつて慣<sup>な</sup>れた、そして彼の骨の髄までしみこんでいるものであるが、それ故にこそ、その中に最も多く社會とその中に含まれている社會關係がにじみ出ているものなのだ。そしてさきの例の場合とはちがつて、言葉はそれ自身で自らの身體そのものを表現するものであるから、われわれは以上の諸例よりも一層はつきりと、その慣行とそれを包む社會との關係を知ることが出来るのである。そこで私は以下しばらく、かつて一年住んでいろいろな事情に通じた、ある東北の村で得た一經驗を物語ることにしたい。

その村では、「内山さん」と私のことを呼ぶようには村人同志は決して呼び合わない。

例えば、「忠八かまどのおんじい」と呼ぶのである。忠八というのは、その家の本家に當る家の屋號で祖先傳來のものだ。かまどというのは分家の意味、おんじいというのは、その家の長男を除く二、三男のことを云う。だからこの言葉を翻譯してみると「忠八という本家から出た分家の次男坊」という意味なのだ。そしてこの場合に「信雄さん」とその本名を呼んでもよく通じない。こういう呼び方の慣行が實際には行われていないからなのである。一體これはどうした譯なのか。

その疑問を解く鍵はその表現そのものの中にある。よく氣をつけてみよ。そこには全く獨立した「個人」が現われていないことに氣がつく。村の或る家格を擔つている忠八という家の分家の次男坊という譯で、全部が村と家の階層的秩序の中のどの地位を

占めているかを示す「符號」だけになっていることが注意される。これでは部落から家から獨立した「信雄」は全く存在していないと言えるだろう。逆に云えばこれ以上はつきりと村落及び家族構成の中での地位を示す表現はあり得ないのである。即ち村人にとつては獨立自由な個人は問題とならず、ただ「その村落の中で、家の中で」どのような社會的地位にある人間であるのかという點が壓倒的に重要な意味をもっているからであらう。つまりこのような表現の慣行、形式まさにそのような村の鞏固なるヒエラルキイの具體的なあらわれ方として理解出来るのである。

一方農村には非常に敬語が少いことに氣がついている人もあらう。例えば私達が聴取調査に農家に赴いたとき、「信雄さんのお父さんは今おいくつですか」と聞くと、よく「お父さんのおとしは七〇歳です」と答えられて微笑をする経験が多いが、この例なども農村では敬語の慣行が殆んどないので、どきまぎしてこういう答え方をするのだらうと思われる。けれども、必ずしも農村に敬語がないかと云うと、むしろ却つて多い。然しそれが言葉そのものの中に代名詞として組み込まれているのである。

例えば、この村では、一番村でも家柄が高くて村の中心になつてゐる本家の主人と主婦のことを、村人全てが「おとうさん」「おかあさん」と呼んでいるが（他のもつと家格の低いうちの主人・主婦は、例えば「おやじ」「かかあ」などところがつた名で呼ばれる）、これは都會の家庭での使い方とは違つて、大本家の主人と主婦とに對する敬語の代名詞なのである。そして詳しくはここに書かないけれども、夫々の家の格式に従つて相互に呼び合う代名詞がきちんときまつてゐるのである。このような村では従つて敢て「信雄さん」などという敬稱語尾は必要なのである。ある學者が農村に於ては非常に代名詞が多いということを注目しているが、各格式毎にこのようにちがつた呼び方の代名詞を持つてゐるとすれば、都會では「さん」「君」二つ位で済ませられるのに較べて、それだけ多くの代名詞をもたねばならぬのは當然であるかもしれない。

以上の例によつてわれわれが知ることの出來た事は次のことである。言葉はその社會の人々の間の關係——ここでは階層的秩序——をそのまま反映しているということ、云い換えれば、個人は全くこの村の社會の中に組み込まれ埋没せしめられていて、逆にこの村の社會を構成して行く積極的な分子とはなつていないこと、家と村落とが個人を壓しつづけていること、このような

村落の社會的構造を、この「言葉遣い」の慣行は言葉それ自身の表現の中で残りなく映し出している。そしてこのにとは逆に、この慣行を通じて村落の舊來の構造を保持しつづけてゆく支柱の一つとなつてゐるということ、これである。

なおこのほか小作慣行は農村の慣行の中でも重要なものであるが省略する。以上三例の示唆する方法で調べられたい。又生活改善の場面では「かまど」「衣服」「住居」などの慣行的使い方が問題にならう。是も同じような解き方が出来る。乞う讀者自ら賢察されんことを。これらについては有賀喜左衛門著『村落生活』及び濱口ミハ著『農村住宅の封建性』參照。

### 〔例の三〕 稻刈りの例

以上の例は、農法や生活慣行が村落、部落に行われている例であつたが、全く同様なことが家族の場合にも云いうる。

佐賀縣の平野地帯では、「川上川を多布施川に下り、八田江に結ぶ線から東方一帯は左置きと稱して、刈取つた稻を刈取方向に對して左側におき、以西は反對に右置きである。」<sup>(5)</sup>そして、例えば西方から東方へ嫁入りしたものは、自分が幼い頃から慣れている右置きの仕方では、皆の人のやるように慣れぬ左置きにする。この場合に若し、此のお嫁さんが意地を張つて、「私は私の今までのやりよい方法でやります」と云つて、右置きを固執したら、恐らく此の家の家長たる人が「そんなことをするのは家の家風に合わないから出てゆけ」というかも知れない。家の農法に従わないで、各自バラバラのやり方をしたならば、家の權威も、家の存在もそこから崩れ去る可能性があるからだ。

ここでは地方の農法が家の農法を通じて農民を制約して居ることがよくわかる。なお前にのべた二例も、具體的に直接農民個人に影響を及ぼすその機構は、同様、「部落—家」という既存の構造を通してここに確認しておきたい。

### 二、普及の基礎地盤

以上の諸例はいずれも、〈大前（本百姓）—小前百姓〉〈村落—農民〉〈家長—家族員〉の如き社會關係のうちにおい

て、ある農法、生活方法が傳達されることを示している。しかしこれらの場合には普及の關係が他の支配關係や庇護關係などともに入り組み、たんなる普及關係そのものはあらわれ得ない。せいぜい普及關係に轉化すべき萌芽を含むところの普及的關係にあると言えるのみである。

しかし此の際に注意すべき點がある。それはこのような錯雜した社會關係の網の目こそが、そこから後述のようなたんなる普及關係——獨自の法則をもちそれ自身他から區別されるべき——が成立する基礎地盤をなすものであると同時に、一方、一旦獨立分化した普及關係も亦現實にこのような社會諸關係の網の目のなかにはめこまれつつ、まさに存在するというのである。

デヨン・デウーイはかつて教育を意圖的教育 (intensional education) と自然的な communication (人間間の交渉) による教育とに分けて、前者が後者の基礎の上に成立したにかかわらず、そしてなお強力な機能を現に有しているにもかかわらず輕視され易いことを指摘したが、ここにのべた普及的關係、普及關係も教育について上に指摘された關係とアナログデカルであり、従つて同様な注意を必要とする。<sup>(7)</sup><sup>(8)</sup>

ここに於て次のわれわれの問題は、普及關係が成立する可能性をもつところの、或いはそのように豫定されているところの社會關係を分類し分析し、このような普及的關係から、純粹なたんなる普及關係を抽出することであろう。

註1 川田信一郎稿、農業技術の實態——稻作の品種構成に現れた一場面——『農業技術』二の三(昭和二年四月號)。この論稿のデータ及び内容をお借りしたところが多い。

註2 勿論ある品種が取入れられる場合に、その地方の氣候條件、土壤の狀態、病害との關係、田植時期との關係、米質の良否主として水田裏作物との關係などの如き自然條件が作用し影響を及ぼすことは當然考えられる(松尾大五郎著『稻作』(一)診斷編、昭和二年一月、養賢堂、三〇八頁以下はそれらの關係を技術的見地から極めて精密に分析せられている。是非參照せ

られたい。しかしこの例でよく解るように、このような自然的環境條件は、<sup>ハダカ</sup>はだかのままで人間の農業のいとなみの中に取入れられるのではなくて、必ずずすべて一旦はその人々の作つてゐる社會という溝を通じてなくてはならないのである。このことを理解しないと例にのべたように自然的環境條件が殆んど同一であるのかかわらず、何故そのように違ふ品種が作られてゐるのかとの間に答えることができない。従來の技術者はこのような場合にその立場から答えることができないと、直ちにそれは農民が保守的であるからとか、無知であるとか云うように農民の個人的性格の所爲にしてしまふことが多かつたと思う。例えば、松尾大五郎氏も、「農家の保守性から舊い品種を續けている場合がないことはない。」（前掲書三一八頁）と疑問を示されているが、問題は目にも見えず、手でふれることも出来ないところの、それ故に見逃され勝ちな、人と人との關係社會そのものの中にひそんでゐるということ、このことを充分理解するか否かにかかつてゐる。このような點はくわしくは今述べない。拙稿「普及員のための農業診斷學確立のために——松尾大五郎氏の近著『稻作』(1)診斷篇を手掛りとして——」(『新しい農業』昭和二五年一〇月號)參照。

註3 其の他「結い」による田植の順序がその村の家格(家の昔からの格式)の順序に従つてゐる例も、このような觀方で考察される。殊に東北地方などの寒冷地帯では、田植の遅速は秋の收穫に非常に大きな影響を與えるので大切な意味になつてゐるから、このような事態がよく見られる。例えば近藤康男著『日本農業經濟論』(日本評論社版、昭和二二年一二月二版)の「結い」及び「共同作業」の節參照せよ。(同書七七頁—八七頁)

註4 例えば、磯田進稿「家族制度と農村社會構造」季刊大學、二號所載、及び川島武宜著、『法社會學における法の存在形態』などを參照せられたし、又同様な事情をヨーロッパの言葉と日本の言葉との比較において明らかにした例として、中村元他「日本人の思维方法」東洋文化2、昭和二五年五月刊がある。

註5 鎌形勲『佐賀農業の展開過程—佐賀縣農政史—』(農業綜合研究所刊、昭和二五年)二九頁、其他諸種の稻作慣行についての豊富な實例をここに示してゐる。

註6 これらの社會關係と農法とのからみ合いの世界的に典型的な例は、ヨーロッパでの農民解放以前に行われていた三圃式農法である。

即ちヨーロッパでは中世の農法は耕作強制を伴う耕地制度(Hufe-verfassung)で、夏は夏穀、冬は冬穀、そして必らず一つの圃場は休閑にし、その周りは共同放牧地という形であり、農民は自由に思う通りの作付をすることはできなかった。そし

て此の三圃式農法によつて農民は土地に縛りつけられ、これによつて領主―農奴と云う支配關係が維持されていたのであつたが、この農法は農奴解放によつて支配關係がくずれると共に始めて崩されて、自由に作付できる輪作耕作法（ロテーション）が入り得たのであつた。

註7 J. Dewey: Education and Democracy 邦譯七―八頁及四五頁等々、例えば次のように云うている。「社會生活はそ

の永續のために教育と學習とを必要とするのみならず、この共同生活の過程そのものが、吾々を教育するのである。」（八頁）

註8 海後宗臣氏は此の兩つの過程を、それぞれ教化、陶冶、と名付け教育の三つの作用のうちの二つとして分類している。（同氏著『教育編成論』）

なおこれに關しては後に本稿第八章の「匿名の普及」と名付けた個所でやや詳細に觸れるつもりであるが、さしあたりは、農業綜合研究所、文獻叢書第2號、内山編『農業の改良普及に關する文獻・資料・その解説』匿名の普及の項を參照せられたい。

## 第四章 普及關係の成立

### 一、若干の豫備的考察

第二章において普及を普及關係として規定したわれわれは、その成立の現實の動機・意圖は種々のものを混入させているであらうが、ともかく關係として成立し或いは社會形象として存在しているものの中から、普及の意味をもちうる如き具體的な社會關係・形象を問題にしうることになった。例えば「改良普及員―被普及者たる農民」の關係、「改良普及員―青少年クラブ」の關係、或いは普及員と農民の組織する農事研究會の如き社會形象等々がこの場合に考えられる。ここに於て次のような若干の點に注意する必要がある。

(1) 従つてここでは、いわゆる暴力 (Gewalt) による勸農は社會關係をなさないものとして初めから考察外におかれる。かつてわが國で行われたように、そして太平洋戦争中にも一部行われたように、官吏や警官の馬蹄とサーベルを以て威嚇し恐怖を與えて、それによつてある種の農耕を強制するといふ、純粹な暴力關係<sup>(1)</sup>〈Gewaltverhältnisse〉は決して社會關係をなすとは見なすことができないからである。

(2) これらの普及關係、形象は何れも普及の理念・意圖が社會的形式形成〈soziologischen Form=gebung〉のときにはたらく要素<sup>ファクター</sup>として現實に作用している場合にのみ存在し、又逆にそのような社會關係・形象がそこに關係する兩者の理念・意圖を制約している。即ちその內的・外的組織普及活動そのものが獨自のスタイルを以てしていると云えるのである。この意味から云つて普及關係は——全體の社會關係を自然形式 (Naturform) 意圖的形式 (Kunstform) に分けるときには——意圖的形式に屬し、それは社會形象・關係として少くとも組織されたものであるといふことができる。

従つて當面のわれわれの課題はこのように普及の任務を遂行するために成立し、あるいは創出されたところの社會生活の意圖的形式である〈普及員—被普及者農民〉關係を對象とすることになる。

## 二、普及的關係の性格

ここでさきにのべた普及的關係の特性を、普及關係と對比しつつ復び考えることにしよう。

まずさきにあげた〈大前百姓—小前百姓〉グループの普及的關係について、この場合に注意さるべき諸點をあげてみる。

(一) さきの例でまず第一にわれわれは、各農家がある年にどのような品種を作付するかというようなことの中には實に複雑な且つ根深い人と人との關係、それらの人々をつつんでいる集團（例えば、〈大前—小前〉集團）との關係がひそんでゐることを發見した。

(二) そこには「もらい苗」慣行という苗の流れる溝の兩側には、村の成員を動かして、自分を含めて村の社會的現狀を維持してゆこう、或いは一定の方向にもつて行こうという人と、それによつて自分の生産と生活を續け進めてゆこうという人とがあつて、その兩者の間に掘られた溝を通じて相互に向ひ合つて働きかけ合つてゐる。この苗の流れる社會的溝の中で、このように二人の人の社會的な欲求が相互に交流し合つてゐるのである。すなわち苗のやりとりという目に見える形で一次にのべたジムメルの言葉を借りれば—兩者の間に相互作用が行われていることをあらわしたことに他ならない。従つてここにかりに〈大前百姓—小前百姓〉集團とも名付けるべき一つの統一體 (Eine Einheit) が存在しているという事實を示しているのである。

「多くの個人が相互作用 (Wechselwirkung) を營んでゐるときに、社會が存在 (existieren) していると云える。………  
そしてかかる相互作用はある一定の衝動によつて成立し、或いはある一定の目的を欲求することによつて成立するが、そしてその結果人々は、共同の存在 (zusammensein)、『お互のための存在 (Füreinander)』、併存 (Miteinander)、相互離背的存在 (Gegeneinander) として行爲し、他人の狀態と關係し合つたものとしての人間がここにあらわれる。即ち彼は他の人に對してはたらしかけ、逆にその人から働きかけられる。相互作用の意味するところはここにおいて、このようにして惹き起された、衝動と目的とを身に擔つてゐる個々人たちによつて、一つの統一體 (Einheit)——これこそ正に社會 (Gesellschaft) そのものなのであるが——が作られてゐるということなのである。經驗的意味で云えば次の例でわかるように、諸々の要素が相互作用の狀態にある、ということがすなわち、統一體をなすということに他ならぬからである。

例えば身體を例にとれば、組織體の諸器官が相互にそのエネルギーを緊密に交換し合うという意味において、その有機的肉

體は eine Einheit なのであり、或いは人間以外の存在に例をとれば、例えば國家はその屬する市民たちの間に相互のはたらきかけ合いの作用があつてそこにおいてお互に向き合うという關係が成立して、始めて一つの國家があると云い得よう。若しこの場合にその成員たちが何等の點においても相互に働らきかけ合はず、お互のはたらきかけ合いがどの點からしても斷ち切られていたときには、われわれはそのような世界 (Welt) が「一の」(eine) 世界であるとは決して言うことはできないからである。

かような各統一體——すなわち Vergesellschaftung——は、この相互作用の種類とその行われる緊密性 (Enge) とに従つて極めていろいろな段階をもち得る。例えば散歩で行きずりに出會つた人々の結合、家族の一致結合 (Vereinigung)、一國に對する共屬關係……等々。

さて私はさきに個々の人々の存在のなかに、他者に働らきかけ又他者から働らきかけをうけるものとして衝動 (Trieb)、關心 (Interesse) 等々の存在を指摘することができたのであつたが、それらを私は内容 (Inhalt) ——すなわち社會化 (Vergesellschaftung) の素材 (Materie) と呼ぶことにしよう。と云うのは、それらのものは、なるほどそれによつて生 (Leben) が満たされ又、生をつき動かす動機づけではあるけれども、それ自體だけでは (an und für sich) まだ社會の本質 (sozialen Wesen) とするに足りないからである。例えば饑飢も愛情も勞働も信仰も、技術も知性のはたらきやその結果も、それらが無媒介に (unmittelbar) 且つ純粹な意味に於て存在している限りは、決して Vergesellschaftung を意味しない。それらが社會化の意味をもちうるためには、個々に孤立して、併存狀態 (Nebeneinander) にあつたものが、相互作用の一般的概念に屬するところの Miteinander と Füreinander の、ある一定の形式 (Form) にまで形成されることによつて、始めてそれらの内容素材が社會化としての意味をもち得るのである。

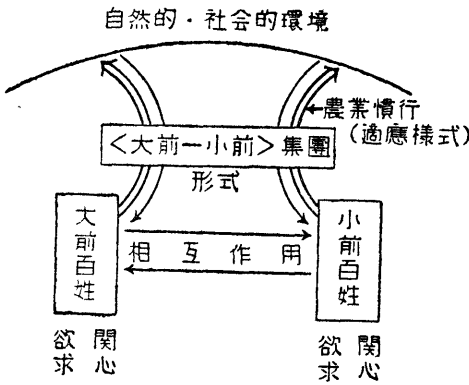
言いかえれば、社會化 (社會をなす) (Vergesellschaftung) と云うのは、個々人がその中で、例えば感覺的、理念的な、一時的、永續的な、意識的、無意識的な、因果連關的、神學的な、などなどの如きものに端を發するところの關心にもとずいてお互に合着して (zusammenwachsen) 一つの統一體となるような、無數のそれぞれ色合い (Art) を異にしてあらわれる形式に他ならぬのであり、逆に又このような形式の内ではこれらのもろもろの關心が實現する。そういうものである。

われわれが日常接する社會的現象の中には、すべてこのような内容と社會をなす形式 (gesellschaftliche Form) とが混然一體の現實 (Realität) をなしてゐてあたかも素材 (Materie) のない空間的形式があり得ないと同様に、このような内容を

失った存在としての社会的形式は案外することができないのである。社会的形式というものはこのようなものである……。

(G. Simmel: Soziologie, 1923, S. 4-5 但「一部抄録」)

③ 小前百姓は、何とかして與えられた自然的・社会的環境にうまく適應して、成るべく多くの收穫をあげようという欲求をもつ。然しその欲求を實現しようとするや否や、彼はたちまちその屬する「大前百姓—小前百姓」集團にとらえられてしまう。彼がそのグループに屬する限り、彼の欲求はこの



グループのワク（ジューメルの言葉では社会的形式）を通じて實現されねばならないし、逆にこの社會のワクは、このように限定された兩者の欲求の上に支えられているからである。ジューメルの云うように、彼等の欲求・關心はそのままでは社會に於て實現せず、一定のグループの形式の内でのみ、それを通過してのみ、社會にあらわれうるからである（第3圖はこの關係を圖式化したものである）。

この場合に、若し假りに彼が「そんな苗をもらうのは嫌だ、自分は別のところでもつとちがつた苗をもらつてきてそれを植えるのだ」と云つてそれを實行したら、大前百姓は怒つて「今後もうお前の面倒はみてやらない、親分—子分の縁は切れたものと思え」と言うかもしれない。すなわち既にこうなつたら、「大前百姓—小前百姓」グループは存在の實を失う。ジューメルの言葉を借りれば、社會をなしていない、といわねばならぬ。逆に、だからそのグループの存在を維持しつづけるためには、彼は絶えずこのよ

うなグループのワクから規定されるところの欲求充足の様式、即ちここでは大前からある一定の苗をもらつてそれを植えるという生活様式を強制され（この強制は意識される場合も無意識の場合もあろう）、それに従つて生産をつづけざるを得ない譯である。

抽象的な農民として小前百姓をとらえれば、彼はその與えられた社會的・自然的環境に適應するためには、必らずしも「もらつた苗」を植えるという様式をとる必要はない。それどころか彼は例えば大前百姓が先にとつて植えたやうな、當時の條件に最も適した品種を獨自の立場から植えた方が一層よい方法かもしれない。であるから抽象的人間としての彼の前には、一つでなく多くの可能な適應の生活様式が存在しうるはずなのである。然るに事實に於て、彼がそのうちの唯一つの様式として「もらつた苗」を植えるという方法をとつたということは、上にのべたやうな意味で社會——「大前——小前」集團——がそれを強制して選ばしめたと言う他はないのである。

この意味で彼にとつて、「大前——小前」グループは——デュルケムの言葉を借りれば——「事物」<sup>カサ</sup>としてたちあらわれているものなのである。<sup>(3)</sup>

（以上の説き方は、そのまま原理的には、先にあげた言葉の使い方の例、及び稻の刈り方の例についてもあてはまる。煩雜を想つて略する。讀者自ら試みられんことを。）

四 然し此のような強制は恐らくは小前百姓にとつて、上から加えられた力とは感覺されないにちがいない。これは「理念の狡智」(List der Idee)とも呼ばれるべき次のやうな集團への共屬感情と從屬本能の作用によるのである。<sup>(4)</sup>

すなわち行爲の基準になるやうな價值判斷の擔い手は上にのべたやうに根源的には集團自身であるにもかかわら

す、この判断の承認不承認は自己の外界のことと思われることなく、彼の自己自身のもの《eigene Wesen》の一部をなすと観ぜられる。

このような被支配者側の気分が、本質的には他人の行爲を支配しようとする意志から發したものを「上からの」力というニュアンスを消してうけとらせることに役立つのである。内面的力の支配、《Herrschaft innere Macht》或いは精神の支配《Herrschaft über Seelen》といわれる所以はここにある。服従本能といわれるものも、むしろ多くの部分はこのような共屬感情に背負われているものである。

以上に指摘した諸事實によつて稻の種子の普及的關係がこの本百姓・小前百姓の間に成立していることは認められるのであるが、それが支配關係（Herrschaftsverhältnis）と融合し共存しているという事情にあることが解つた。

因 さらに注意すべきことはその兩者の間に客觀的な——非人間的、ザツハリツヒ即事的な——媒介物をはさまないところの純粹な人間間の接觸（persönliche Kontakt）、それによつて成立した《大前—小前》グループそのものが、前述の支配關係と裏表をなしつつ普及的關係を成り立たしめているという點である。

こういう關係の下においては、自然・社會の客觀的法則性は絶えずこの關係の中軸をなすところの支配關係のフィルムによつてカバーされるために、それ自身として發見されることなく、又社會力（三九頁参照）をもちうることもなく、<sup>(5)</sup>それはかならず人格化されたものとして成員に與えられる。逆にこの支配關係それ自身も此のような自然觀・社會觀によつて支えられるために、その關係の維持と確保とを望むものは、さらにこれに人格的あるいは神秘的イデオロギーを組み込み押し入れるということになり易い。

従つて假りに既に非人格化（Entpersönlichung）したところの科學的法則性（社會・自然について）が此の關係の外

部から導き入れられたとしても、それは多くの場合、このフィルムを通過すると同時に人格化、場合によつては神格化され、そういうものとして各成員に與えられるということになる。いわんや例一の場合の如く、品種の場合などはその作られ方は科學的法則によつていても、それがたんに農業生産の原料にすぎず、農民の農作業體系全般にわたつて影響を及ぼすことの比較的稀な場合にはなお然りである。

若干の實例についてこのような社會における技術・知識の性格を確かめてみることにする。

(一) 明治末、焼土肥料の發案者として「二倍收穫天理農法」という農法を唱道して、マックス・フェスカによつて批判された、かの三河の老農小柳勝五郎は次のように説明する。

「日本には古來天然自然の農法があり、その古法に則り、天地陰陽の理に従い、米作も麥作も二倍以上の收穫が得られる」<sup>(6)</sup>と。彼が唱道した二倍收穫天理農法と稱する燐炭肥料による栽培法の原理はこれであつたという。

ここでは自然が天理＝古來の天地自然の農法を通じて把握され、獨自の法則性において人間から離れてつかまれることなく、又天理のうちに徳川封建支配階級がはめ込んだ儒教的社會秩序イデオロギーをうけつぎつそのまゝ自然法則とそれとを融合せしめている。<sup>(7)</sup>

(二) このような例は今日もなお一般の農民の間において相當廣く觀察されるものである。例えば川田信一郎氏は靜岡で次のような事例にぶつかつたとのべている。<sup>(8)</sup>

『靜岡縣のある村で、焼土法の講習會が行われた時の話である。講師が歸つてから、その地方の有名なお百姓が立ちあがつて「土を焼くとはもつての外だ。熱に會えば土は死んでしまふ。土は生きているんだ。焼土で作物が育つ筈はない」と云つた。するとその場に居合せた耕作者の人達は、共に「それはもつともなことだ」とうなずいたという事である』

また、パール・バックは『大地』のなかで、住みなれた土地から離れ、移住した百姓が、大事にしまつておいた故郷の土を

ときどきとり出して、眺める場面を描いている。支那の農民はさきにもべた例のように、土地と人間との融合關係＝自然の人格化、のなかに埋もれていると云えるであろう。<sup>(9)</sup>

(土壤肥料學說に於ける、リービッチ以前の Vitalism, Vital theory, → mineral theory, → biological theory の展開を中世封建社會から近代社會への移行に關聯させつゝ追求するのは、此の點極めて興味あるテーマであらう。)

③ このような例は封建時代の〈領主(代官)―百姓〉の普及的關係のなかで、より鮮かに浮きでているようである。

その例は例えば徳川禁令考などに無數に散見するであろうが、いまその典型的な一例を相馬藩の場合にとつて考察してみよう。<sup>(10)</sup>

相馬藩は天明の飢饉に人口の大半を失い、且つ累年にわたつて田畑の荒廢を來して存亡の岐路に立ち到つた。そこで文政年間より藩の復興計畫を樹て農業技術の改善に努めたのであるが、同藩の藩儒今成吉四郎は古今東西の農法を漁つて、これに米澤藩從來の實績を加え『農事常談』なる一書を著し、これが藩の農官のテキストとなつて勸農が行われたのである。いまその農事常談からの問題を拾うことにしよう。

「此一冊を農官人寫して是を以て不行届のあるときは前に記し候如く御導かせ被成度候但其筋の人の教導と云うとも屢々になり候ては耳なし雀とやらにて夫なりに打投ぐるものに候間其仕跡或は作り物の出來榮まで見届未だ行届かずば猶も教導させ又教導して用いざるものある時は村の長に相談して手強く働せ候仕法も可有之と存候」(自序より傍點筆者)と、暴力的勸農を最後には許すことを公言し、又「田より多く米をとり得る事入情に止ること」と述べ、一町歩に對して入情、不入情にて十俵の差のあることを指摘している。入情とは即ち「精勤」であつて、苗代仕立方法、肥料、耕耘、田植、除草等はいつて細心の手入をなすべきことを記している。

而してここに注意すべきことはかかる勸農が地道陰陽の道に適うものとして權威づけられていることなのである。即ち、「夫れ農業は天の時に隨い地の利に依りて、人の力を盡して五穀を生ず、則耕作樹藝の道は直様天道の福を専ら祈るとなれ

ば、少しも怠り緩かすべからず……。」(『救荒之解』同藩教諭より)。

又時節に先立つて手廻しよく耕作手入を必要とするというとき、次のような論理を用いる。

「……若天氣の考を疎にすれば、一時之風雨にも數月の辛苦、忽ち空しくする間々有事也必らず油斷すべからず、夫れ時に先立つて進むは陽也、時に後るるは陰也。……日月天にめぐり、またたく間も滞りなき理を、目當として、今月之日の又明日なきことを能く々々辨えて持働けば、自然と天道の惠有て仕合能く身體も能くなり、上通りの農人となり、子孫も榮え、富貴萬福來る事疑なし……。」(同書、傍點内山)

ここでは日月の巡廻を模範にして、懸命にたゆみなく勤勞すれば、天道の惠を得られて富貴萬福が疑なく來るとし、自然と人間との相互移入が行われている。更に、

「……此咎人と申は、萬事に怠り、朝も遅く起てじだらくに農業をいとむ故、其心違えるを以て天道の惠にもれ、不淨の氣立て、田畑も自然と瘠荒て、年を経、月を重ねて災いやまし、飢寒の思にせまり、後々は夫婦父子はなれはなれになり、後の人につかわれ之身とおちぶれ、貧苦の悲み止事なし、是を以て當年の辛苦を鏡として今迄の惡をも改め、後の憂なき様天の時に隨て持働き一寸の隙をも大切に惜て農業に身を入れて心を用うべし……。」(同傍點内山)

自然の存在的な法則がここでは人間の法則と單純に等置され、貧苦の苦しみは自然の法則に違つたが故の自然の論理だとされる。

さらにかような強制を加え來る社會秩序そのものさえ、自然界からのアナロジーに於て絶對不動のものとなされ、神聖化されているのである。例えば、

「天はおのつから上にあり、地はおのつから下にあり。已に上下位さたまるときは、上たつとく下はいやし、自然の理の序あるところは此上下を見てしるべし。人の心も又かくのことし。上下たかはす貴賤みたれるときは、人倫たよし、人倫たよしければ國家をさまる」(林羅山『經典題說』)<sup>(11)</sup>

かくして封建的秩序にもとずく強制による過重な勤勞の奨勵と、その勤農の組織とが自然の重みを以て——權威をまもつて農民の上におおいかぶさるとき、生れ落ちた時からこのような社會的位置に宿命付けられている農民に「社會的秩序と自然秩序の自同性の意識がはぐくまれるのはあまりにも當然と云わねばならぬ」。そして逆に「彼はかような農民としての社會的規定と共にあり、それを離れては存在しないのであるから、個人が社會的環境を離れて直接自然と向ひ合うという意識は成熟しないことも了承するに難くないのである」<sup>(12)</sup>

勤農のうちに、そして勤農關係の下に於ては、經驗農法——而もそれは裸の人間の經驗ではなくて社會的規定のヴェールを常に濾過した經驗であつて、これは裸の人間が客體としての自然に對立しながらする近代的經驗とは異なる——は永久に自己を否定して科學農法に發展せず、又普及的關係（勤農關係と云つてもよい）は、これを保持せしめつづけるであらう「吾々は心の貧しき者は幸なりと宣言した一大教訓を識らないだらうか？」（デュルケム）。

このような諸點が理解されないと、すなわち法則や技術を社會との關係においてつかまえない場合には、往々にして誤解を生ずる。例えば野口教授は、宮崎安貞の農業全書の卷頭の言葉、「それ農人耕作の事、其理り至つて深し。稻を生ずる物は天也。是を養ふものは地也。人はその中において、天の氣により、土地の宜しきに順い、時を以て耕作につとむ。もしその勤なくんば、天地の生養も遂ぐべからず」を引用され、これが近代的作物栽培の理念と一致していると、次のように説く。

「これは一見天地人三才に象つて哲學的思想を説くが如くにみえるが、稻を以て一般作物を代表させ、その形態性質は天の命に依つて決定される遺傳的の表現であり、それを生育せしめるものは環境であることを明かにして、作物栽培は環境、時期等を充分に考慮して遺傳性の發現に努むべきであるが、その際人為的操作も亦重要で、それに缺くところがあつては、完全な收穫は得られないことを概念的に示したもので、上述の理論と對照するとき先人の達觀に驚嘆せざるを得ない」（同氏著『栽培原論』四頁、同氏著『農業技術』三六—七頁「吾が國の農學」參照）と云つてゐるが、安貞がここで云つてゐる天や地がかりに博士の現代科學的視角からの解釋の如く、作物の遺傳質や環境條件を漠然と志向してゐたとしても、それはそのまま近代

的な概念と同じではないということを認識することは此の上もなく大切である。

何故ならば當時の天・地という概念には必然的に上述の如き封建的イデオロギーが附着しているのであつて、今日われわれが客觀的自然と觀念しているものとは全くちがうものであるからである。そしてまさにここに於て、せつかく芽の出かかつたわが國固有農學が未然に摘まれてしまつていたのである。

「農家萬が一の助とならんことを思いて」書かれた安貞の農書は、たしかに當時の徵稅本位の官房學的農學にアンチテーゼを示して、ここにわが國固有の「經驗農學」の確立の萌芽が見え、その限りに於て「權威に先立つて自らの經驗を」取出したことに於て當時の儒教者の農學に一新紀元を劃したものであつても、かくの如く飽く迄、天地人の封建イデオロギーからの解放なき限りは——野口教授の云うようには——科學農法の原理に立つものとは言ひ得ない。吾々は安貞に於ける經驗農法の確立の意義を充分評價しながら、然もなお天地人というイデオロギーが色濃くまつわりついている點にこそ、當時の日本農學の特質を求むべきであると考ええる。(拙稿「農民と農學——古島敏雄氏、日本農學史、第一卷、書評」農政評論、昭二三、七月號參照)

(4) 今日においてもいわゆる篤農農法の原理のなかには、多く此のカテゴリイに入るものがある。例えば、戰後酵素農法で有名になつたある篤農は次のように云つてゐる。

「いささか吾々農民は今まで精神が抜けておつたのではないだろうか。ここでしつかりとした精神をすえて作物を操作してゆくじやないか」(「酵素肥料の解剖」座談會記事、農業朝日、昭二二、九月號、八頁)

ここには人間が作物に内在する自然法則自身に適應するのではなく、人間がその精神に頼つて作物を操作してゆけるという哲學が表明されている。作物が人格的につかまれて理解されていると云うべきである。(13)

以上若干例についてみてきたように、普及的關係にある農民に於ては全く自然の認識が缺如しているというのでは

ないが、彼のつかむところの自然が彼の属する社會集團の價值判斷と密接に結合融合しており、自然現象そのものなかに絶えず社會的従つて倫理的な評價基準がもち込まれるという點に問題があるのである。彼らにとつては自然は人間に對立する外部的な *ent-personlich* なものではなく、むしろ本質的に精神的人格的なものとして把握される。そしてこのように自然が精神化、人格化されるということは同時に人格、社會秩序精神が對象化されて自然化され、「客觀的自然界のうちに離れ難く編み込まれる」という結果をもたらすのである」<sup>(14)</sup>

以上のべてきた普及的關係の特徴は次のような諸點である。

(1) 自然・社會の融合・結合がその集團の支配關係を中軸として行われるために、農民はその全ての行動を「人格的行動によつて統一づける」<sup>(15)</sup> 従つて人々の前には裸の自然の客觀的法則性がおかれることなく、人格的自然——人々の配慮によつて操作されうるような——がおかれている。

(2) 従つて技術は政治・行政と未分離のまま結合し、普及的關係にある人々の間には、行政・政治イデオロギイの混入した技術がおかれる。

(3) このような場合に技術の傳達は、ある技能・知識の所有者としての熟練者が未熟練者に教える、被傳達者が覺える、という過程によるより他にはない。そしてこのような事情はたまたま存在する支配關係と重なつて、この兩者の關係を上下關係において成立せしめることになる。

### 三、普及關係の成立

然し上述の如き諸事情は社會の近代化による農村の分解・科學的技術の進歩によつて變更されつつある。その過程

を考察しよう。

### (一) 技術の客観化

技術が人間と社會の、強固な網のなかに離れ難くとらえられ人格化されていた事情は前節に詳述したが、次第にそこから「人間の剝奪」(ジューバルトの言葉)が行われると同時に、客観的な理論體系としてあらわれることになった。すなわちここにおいては個々人の熟練者の肉體と人格とに離れ難く結びついて所有されていた技術(技能)——例えばある特定の篤農の名を冠して××式農法と稱するが如く——が、いまや社會の人々の共通の財産となりうる可能性が生まれる。ジューバルトの表現を借りれば、ここでは技術が精神形象(Gestaltbild)として與えられると云うべきである。(15)そして誰でも平等な立場で同等にこの客観的なものに向いあうことが可能である。

### (二) 自然の法則性の發見と農民の對應

普及的關係の支配的であつた時代の、經驗的農法においては、作物の生産行程は人が動かし人の配慮によつて操作するというのがその原則であつた。(前にのべた酵素肥料の發案者の言葉參照)。然しいまや生産過程は作物自體のもつ合法則性に從つて進行する過程と見られるにいたる。逆に今や人が作物に操作される。

例えば野口教授は栽培理論のこの轉回について次のようにのべている。(16)

「作物栽培に於て一定面積の耕地から最大の生産を擧げるといふ目的を達する爲に、從來考えられ且採られていた方策は、主として栽培操作の改善といふことであつて、種子を適當な時期に播くとか、土質に應じて肥料を與えるとか、又生育中に作物の管理を充分に行うとかいふような技術上の改良であるが、その基礎となるべき自然科學の各部門の急激な進歩・發達の結果、最近に到つては學理に基く次のような理論が考えられるようになった。即ち栽培の中

心、をなすものは、作物、自體で、そのもつ生産能力の優劣は先ず栽培の成否を決定する。

特に生産力に關與する作物の先天的性質・遺傳性が優秀でない限り到底收穫の増大は望まれない。若しそれが悪ければ、たとえ栽培操作の上に缺けるところがなくても結局は充分な收穫は得られない。」(傍點内山)

かくの如く自然の合法則性が發見されたということは逆に農民の側のそれに對應する仕方を變えざるを得ない。

すなわち人間が操作する技術の段階においては、精神が、勤勞こそが必要な能力であつた。朝に星をいただいて夕に星をいただいて歸るという激しい勞働と、それを蓄積して獲得した熟練(skilful labour)が要求されたのである。近藤萬太郎博士はこれまでの農業、とくに戰時中の農業が科學を取り入れた部分に乏しく、「農業生産には科學は關係なきものの如く、一般はもちろん、當路の者も亦考えて、専ら勞力本位の精神農業にすぎなかつた」と反省されてゐるが、まさにその通りであつた。

然るにいまや農民はまず作物それ自身の生育の客觀的法則を知ることが要求される。従つて一般に廣汎且つ高度の一般能力<sup>(18)</sup>(general ability)が要求されることになる。基礎的な若干の法則を學んでそれにもとずいて應用すべき領域が開かれるからである。かつては農民の一部富農の子弟に對する、而かも非實用的、非生産的な教育であるという惡評を浴びつつ行われてきた農業教育が、いまや必要不可欠の生産的なものとしてあらわれる可能性が與えられると同時に、普及に對する要求が強化され、且つその内容にも注目すべき變化を生ずるのである。すなわち特化能力 Specialized ability から一般能力 general ability への要求の變化、これである。

既に早く此のような段階に近づきつつあつたと思われるアメリカの普及事業において次のように云われているのはそのような意味をもつのであらう。

すなわちミス・レーバー法の施行（一九一四年）以來はじめは特化能力の涵養に主眼がおかれていたが、次第に「個々の實施方法（practice）を教えるよりも、男女の農民を自ら考えさせるように刺戟を與え、行動をするに當つて自分たちの仕事として考えるような」そういう能力を養うことが主眼になつてきたといわれる。<sup>(20)</sup>

一方このような傾向は農業の技術的側面からより廣い場面、例えば經營・家政にまでも新たな目を開かせる契機ともなることは、家政・經營に對する普及に關連してここに注意しておく必要がある。

### 四 技術の社會力

一方このような事情は技術を政治・經濟から一應分離せしめて、技術に獨自の社會力（gesellschaftliche Macht）をもたせるに到る。そして此の力はちやうど國家權力、教育權力、經濟力等々が社會生活においてひろく機能するところの精神的權能（geistige Potenz）の一つとしてそれぞれ無視され得ない獨自性をもつに到ると同様に、無視し得ざる獨自の力をもつに到るのである。<sup>(21)</sup>

ここで初めて「技術の行政への隸屬關係が絶ち切つて、技術の研究、普及に關する一切の責任を技術者自身が背負はんとする」（松尾孝嶺氏）可能性が與えられる。

松尾孝嶺氏は普及制度の發足にあつて、次のように宣言している。

「農業技術の研究普及に關係ある大學及試験場の有志によつて組織された農業涉外連絡會（A・L）では、過去一カ年間にわたる研究討議の結果、農業科學技術に關する調査研究、並びに普及體制改善案を作成したが、その改善案の目的とするところはわが國の科學技術に關し調査研究の共同を促進し、能率を向上してその強化をはかり、さらにその成果を速急に取りまとめて農業生産に反映させまた行政に採入れさせることにあるもので、

一、農業に關するすべての官公私の試験研究機關ならびに教育機關を連絡統合及び改組すること。

二、研究の成果を新たに組織化する普及網を通じて指導者及び業者に的確有效に滲透させること。

三、農業に關する行政及び事業は試験研究調査の成果に基づいて行うこと。

そして、一によつて、農林省に技術廳を設けて一切のそれら機關の總元締とし、「農業技術に關する試験、研究、調査、普及の全般的企畫、實施、連絡調整、技術指導及び之等に附隨する事業を所管せんとするもので、これは技術の行政への隸屬關係を絶ち切つて技術の研究、普及に關する一切の責任を技術者自身が負わんとするものである。更に進んでは技術の力を結集して行政面への強力なる發言權をかくとくせんとしている。」（松尾孝嶺稿「農業技術の研究と普及」農政評論、昭和二三年四月號、三〇—三四頁、傍點内山）

ここに、技術者の獨立、社會力としての技術の力が正面から主張されていることに注意せよ。

然し現實の事態は、技術のもつ社會力はいままお農業において充分力あるものとなつていないようである。安藤廣太郎先生をして、「いまでも縣知事さんがいうことの方が試験場というより有力です。このことは云い換えれば農學者が無力だということになります」と嘆かせている所以である。これは、永い試験場の生活のうちで經驗された、行政官僚、政界人、軍人など技術外の勢力からの屢々なる干渉、支配の想い出話をされたあとでの先生の深い慨嘆の聲であつた。（「農業技術」五の四、昭二五年四・五月合併號、四四頁、安藤廣太郎談、「農事試験場設立前後の農業事情」）

そしてここにおいて、かつて普及的關係の場合にみられたように、支配關係と普及的關係とが混同して技術のなかに政治・行政的權力が混入し、その技術という人々のひかれ易く且つ一見客觀的にみえるものの假面を被つて權力をほしいままに振つたような事態は、<sup>(22)</sup>次第にその餘地をせましくしつつある。

#### 四 技術者の出現と直接生産者たる農民からの分離

このような技術の客観化に伴つて、ここに始めて職業的技術者 (Technikerberuf) が出現してくる。<sup>(23)</sup>そして彼等は、その社會的行動において考え方においていわゆる技術の精神 (Geist der Technik) に従つて行動する。一方このように限定された技術者グループが存在しようという組織條件——具體的には農事試験場、大學等——が自ら技術そのものをさらに刺激し發達させることになる。

ここにおいてかつては生産者であると同時に技能の最高の熟練者であつたもの、例えば老農、篤農と呼ばれた人々は、いまや生産者、技術者の二つに分化してゆく。そして農民は大學、試験場で専門家の手によつて創出された技術<sup>(24)</sup>をたんに受けとるのみという關係におかれる。これは同時に應用の場と創造の場とが離れることを意味する。民間育種の消失、國立試験場への機能の完全吸收の過程は以上の事情を興味深く例示することであらう。

そして注目すべきことには、その結果として、從來のように成員のあらゆる側面を残らず吸収してしまふような前近代集團 (清水幾太郎『社會學講義』) における技術の教え込みが、特定の實踐的な目的に直接役に立つようなその集團固有の行動様式・作業方式に留つていたのに對して、これ以後は普及に對して内容が存在することになる。すなわち科學的知識 (技術のみならず經濟・經營・生活についても同様) がこれである。<sup>(25)</sup>

#### 四 傳達の可能性

前代の人格的接觸による人格的普及 (Persönliche extension) においては個人の經驗的知識の傳達が行われたが、その場合には熟達者が教える、習得者が習い覚えるという形をとつたのであつた。ここには限られた習得がありうるにとどまつた。明治の後半期における農業獎勵制度の誕生を豫定し準備をととのえた慧眼の士前田正名は、既に明治十七年にこの事態をきわめて適格に、指摘して次のように云つてゐる。<sup>(26)</sup>

「我國の農業たる重に氣候土地の天恵と農家が多年の實驗とより成立つものにして、古來學術上の助けを假らず、故に偶然發明する所あれども其理を推して物に及ぼすこと能はず、之を要するに三種の要訣に過ぎず。曰く心覺、曰く手加減、曰く目分量是れなり、父以て子に傳ふる事能はずば子以て父に受くる事能はず」と。

然しいまや事態は變つた。さきにのべたように知識・技術は理論體系として社會の所有に歸し、その客觀的知識を蒐集し整理し保存する技術者によつて専門的に管理されることになつた。技術者、あるいは彼から傳達の機能を委任されたものが、その體系を傳達 (message) すれば足りるのである。

アメリカの普及制度におつて、<sup>(27)</sup>「……extension worker は農民とその家族のために、關係農業機關の研究や實驗の結果を傳達する messenger である」とされてゐるのはそのことを物語る。いまや、「教える」という態度に代つて、「傳達する」態度が生まれ、「覺える」という態度に代つて、「傳達された理論體系に對して研究する」という態度が生ずる。嘗つてはお互の經驗を交換し合ひ、老農の經驗を覺えるために「農談會」が各地に見られたのであつたが、いまや嘗つての農談會に代つて、「農事研究會」が自然發生的に全國に見られつつある。そしてここでは農業の専門書の研究が行われ、試験場、大學の農業技術者たちから専門技術の傳達をうける。かつて農に志すものは篤農巡りをし老農の徒弟とならねばならなかつたが、いまは家の書棚に専門書を並べ、農業雜誌を讀んでそれを研究することによつて農業を學ばんとする。従つて又農業雜誌の記事内容を考えてみても、かつて支配的であつた經驗談、或いは「……せよ」という記事に代つて、「栽培の植物生理學的基礎づけ」の如き、作物の法則そのものに關する反省が次第に支配的部分を占めつつある。

さらにここに注目されることは、單に傳達の可能性が生れたばかりでなく、普遍的な廣汎な傳達可能性の生まれた

という點であつて、例えば老農の經驗農法が地域性をもち、それを他地方にもつていつては失敗する、といわれるのに對し、客觀的法則は凡ゆる栽培條件の分析抽象の上に立つて出されたものであるから、條件を變えても通用し得る筈であつて、ここに普遍的な廣汎な知識傳達の可能性が生じたと云うことができる。

#### 丙 傳達者としての技術者

かくて一方に技術創造の擔い手たる専門技術者、他方にたんにそれを知り、應用することを要求されている農民が、客觀的技術・知識の間にはさんで對立する姿がここにあらわれてくる。また田に述べたようにその知識・技術の廣汎且つ一般的な傳達の可能性が與えられている。

ここにおいて、技術者が直接、自らの技術の傳達として立ちあらわれる準備は成熟したのである。普及事業の初期時代には何れの國も技術者は傳達者を兼ねていた。例えばアメリカにおける農民講習會 (Farmers' Institute)、イギリスにおける助言事業 (Advisory Work) の初期時代は、<sup>(30)</sup> いずれも大學のプロフェッサーが直接その役割を果した。わが國ではそれらの國々に比較して此の傾向は顯著ではなかつたけれども、例えば横井時敬博士や舊い駒場の卒業生たちはその最新の知見の傳達役として大きな役割を果したことは周知の通りであり、又試験場の技術者たちは傳達の機能を兼ね營んでいたのである。

然し此の場合に技術者が傳達者を兼ねることは次のような諸點で次第に困難になつてくる。

- (1) 近代における技術の専門分化はきわめて著しく、例えばむかしある一つの科學があつたものがいまは六―一二の分科に専門化され、夫々の分野では獨自の高級な術語をもち、全く他の分野から離れるというように、いわゆる Overspecialization があらわれてくる。<sup>(31)</sup>

(2) その結果、彼の性格の Overspecialization がおこり、科學者としての自己の社會的機能に對する自覺が次第に缺如してくる。これに専門科學者の職業的な個有の考え方、それへの固執が加わつて、彼の專攻するある専門分野が全體のなかの一部であり、しかもその場合に假りに各分科をつみ重ねてみてもそのままでは全體 (the Whole) にならないということを忘れ勝ちになる。ジョン・ラスキが云つたように、「共通の常識 (common sense) と識見とを犠牲にして、ある限られた領域における經驗の深さのみを求める」ようになる。

(3) またかりに彼らが自分たちの獲得した技術の成果を社會的に役立てよう、寄與しようとしても、それを表出しようとするような指導力の能力を缺くようになってくる。ある學者は、「中世の學者が實際實行していたような肉體的な獨身生活に似て、知性の獨身生活が今日の科學者を特徴付けている」といつた。こういう傾向は必らずしも科學者のみに限らずジャーナリスト、銀行家……何れもみな夫々職業獨特の考え方をもち他の分野には入り難くなつてくるが、「けれども、吾々の文明のなかに占める科學の永久の重要性を想うときには、科學者の場合にはとくにこのような缺陷は重大な意味をもつてくる。」

(4) 一方、かかる技術者から技術を傳達さるべき農民は、農業經營そのものも未分化であると同時にその分化の進まない全人であり、かような細かに分化した技術を細かなセンスでバラバラに傳達されても容易に消化することが困難になつてくる。そして彼等に對して「机上農業」(ブック・ファーマーミング)とか、「白き手の教授たち」(white hand professor)と云うあだ名をつけて敬遠するという事態が起つてくる。

イギリスの農業研究機關と農民との結び付きをテーマに調査したある報告書は、この事態を浮き彫りに物語つてゐる。すなわち、

「農業研究者に對して農民のもつてゐる苦情は次のようなものがある。(1) 研究者は農業の實際の必要と狀態とに觸れていない。(2) 研究の結果はわれわれ農業者には理解できないような専門的言葉でかかれ、徒らに専門科學雜誌の中に埋もれている。(3) 研究は農業のある一面だけに無暗に問題を集中して他の一般部面を省みない。(4) 指導組織が餘り錯雜しすぎていて、普通の農業者が質問を出しても、急速に答をうることは困難である。(5) ある農場がどうしたら收益を最も多く得られるように經營しろかを、農業者に知らせられる模範經營農場 (official demonstration farm) がない。(6) 研究の新らしい方向について要求し、暗示を與え、着想をのべても、それが確實に喜んで受入れられ、親愛を以て迎え吟味してくれる人がいない。

これに對して農業技術者、研究者の方も亦云う。(1) われわれはあらゆる障礙に打ち克ち、近視眼的な觀方にもたゆまず、根本的には大いに農業の進歩に盡したといつて誇つてよい。(2) 農民の方から進んで知的協力 (intelligent co-operation) をしてくれる人があまりない。(3) あまりに行政的事務に時間をとられすぎてしまつて研究に没頭することが難しい。」と。<sup>(32)</sup>

このような技術者と農民の間の空白地帯はわが國では殊に著しかつたために (いまその原因についてはのべず)、ここを地盤にしていわゆる篤農、老農が跳梁したのであつた。例えば明治の老農、石川理紀之助が自ら語つてゐる——次の言葉は、自己の地盤がこの空白地帯に存するということを示した興味深い言葉であらう。

「學士の講話は賣藥の如く、實際家の施行は醫藥の如し、故に學士の講演は一般にわたりて深からず、實際家の施藥は一個に當りて、——各農家の個々の事態に適合してゐるから、という意味(筆者註)——最も利あり」(石川翁「農道要典」)<sup>(33)</sup>

これらの事態に對してとられた處置は次のような若干の主な方向の努力にあらわれているが、普及の傳達プロパの過程を擔う普及員が獨立分化してくるのも、まさにその方向の一つにちがひなかつたのである。

(1) 知識を力に結び付けること。行政權力と科學的知識とを結びつけることによつて、人格の分化した科學者に復びバランスを恢復させる。このことは結局國家の手によつて農業普及事業を行い、普及の過程のみを専門に扱うところの普及員を置いて、それを扱わせることになるのである。

(2) 綜合委員會の試み。科學者、行政官、其他の専門學者、同時に門外漢の素人を含めて彼等のうちの誰も優越した地位を占めずに、全ての人々の寄與を綜合して計畫をたて實施するという試みがある。現に、アメリカの農務省の土地利用計畫の地域計畫 (regional type of planning) は此の方式をとつてゐるといわれる。農業改良委員會も或る意味で、かかる機能をもつであらう。

(3) 科學それ自身のなかで、新たな綜合化の試みが行われる氣運があることも注目されていい。

例えば盛永俊太郎氏はある座談會の席上で次のように此の點について希望をのべている。

「科學はその性質として一方では次第に分化してゆき、實在のものの部分をみてそこに法則を抽象します、こうして抽象された法則を實在にあてはめても、實在は決してそれによつて充分に明白にはならないのです。それで一方では分化した科學を、一層廣い基礎の上に合理的に働かざるを得ない、或は科學を用いる新しい科學の必要などが唱えられ、又他方ではものを全體として見た立場の科學も現に生れています。農の科學も、農の諸學に分化して更に細分するだけでは生れる理論は實際の農業の部分的抽象にすぎず、やはり一層廣い基礎の上に合理的に働くものとする必要が誰にも痛感されるのです……」(農業技術)誌、座談會、「農事改良と私共の立場」昭三三、一〇月號、三頁、傍點筆者)

盛永場長は、この點を以て各試驗機關の綜合による新體制の基礎とされ、進んでは社會科學的研究との統合をも志

向しておられるようであるが、いまさし當りはこの表現のなかに、自然科学の分化に應じて自然科学内部のみにおいてもかかる統合化（ジンテーゼ）の傾向の見えることを注意したい。

なお今度の普及制度における、研究企畫主任（プロゼクト・リーダー）は此の統合の機能を擔うべきものであらう。  
（前掲、松尾孝嶺稿「農業技術の研究と普及」参照）

#### （四）普及員の成立——その技術者との關係

このようにして、科學技術者の傳達者としての缺陷が次第に露呈してくるとともに、その空白地帯を目ざし、これを地盤にして普及員プロパーが成立してくる可能性が與えられる。そして彼はそこにおいては、技術そのものの創出、整理にはあずからず、たんにそれを傳達する役割のみを擔うのである。<sup>(34)</sup>

従つてこのようにして成立すべき普及員は普及そのものの機能の直接の擔い手なのであつて、農業技術者と同じではない。このことは例えば今度の新しい農業普及制度の發足に當つても、法律的にも——普及員は農業の改良普及以外の仕事に従事してはならない等の如く——また心構えの點からも、強調されているところであるが、普及の機能が完全に遂行されるためには、普及せらるべき當の農業技術そのものが完成していることが前提條件であり（そしてしばしば從來は此の點にも缺けることが多かつたが）そのためには「農業技術者」がその本來の任務を完全に遂行することは絶対不可缺の要件であるが、普及そのものが成功するか否かはそのような技術者の機能のほかに、普及そのものの諸過程を擔當しているいわゆる普及員が、その機能を充分發揮して活動するか否かにかかつているということになつた。技術の創出とそれの農家への普及とは全く別個の機能に屬することになつたからである。農事試験場や大學の研究室に秀れた農業技術者が多勢おり、又高度の農業技術が豊富に創出、保存されているにかかわらず、實際

の農家には一向にそれが普及實施されぬ實例をわれわれはたくさん知っているが、——そしていうまでもなく新しい普及制度もまさにこのような實情から出發しているのであるが、——これは普及の機能そのものの缺如に起因するといふべきである。

然らば普及員は農業技術者に對していかに區別されるべきであるか。まず兩者の關係は、技術者が新しい技術の創出とそれの農家の經營内における應用形態とを基礎的に調査研究するのに對して、普及員はその受持ちの地區の農民に直接接して、自分の知っている限りの農業上の知識を以て農家を援助することを任務とする。

「大道も書に筆して書物と爲す時は、世の中を潤澤する事なく、世の中の用に立つ事なし。譬ば水の氷りたるが如し、元水には相違なしといえども、少しも潤澤せず、水の用はなさぬなり。而して書物の注釋という物は又氷に氷柱つらちの下りたるが如く、氷の解て又氷柱と成りしに同じ。世の中を潤澤せず、水の用を爲さぬは、矢張同様なり。扱て此の氷りたる經書を、世上の用に立てんには胸中の溫氣うんきを以て、能く解さして、元の水として用いざれば世の潤澤にはならず、實に無益の物なり。氷を解すべき溫氣胸中になくして氷の儘にて用いて水の用をなす物と思ふは愚の至りなり……」(福住正兄筆記、二宮翁夜話、内外書房版七五頁)

尊德翁が巧みな比喻でいつているように、氷を「胸中の溫氣を以て解」かし、もとの水にして農家に傳達し與えべき任務をもつものこそまさに普及員である。

R・H・ホルムズはまたその兩者を大學病院などにいる専門醫と、各患者の家庭を訪問して治療をする開業家庭醫との任務の差にたとえ、從つて普及員 (Agent) という普通使われている言葉はその任務を完全に表現してゐず、黑板を使つて教室で教える代りに、農家の圃場で教える「教師」(Teacher) という言葉を使う方がその任務にはむしろ

ふさわしいとも言っている<sup>(35)</sup>

いい換えれば普及制度においては技術者は必要な農業知識の源泉という意味において、普及員は農民、農家に直接接觸してそれを傳達する (message) という點において、ともに車の兩輪の如き關係にある。

そして此の場合に普及員と技術者との關係は次のように普及員が普及の二つの導管 (channel) の役割を果すことである。

「普及は二つの導管をもっている。一つは上にのべたような科學の諸發見を農民に提供すること、他の一つは農民のもっている。或いはぶつかつた問題を専門の研究者に、彼の研究と分析とのために提供すること、これである」<sup>(36)</sup>

(なお以上は技術に限つて問題を展開してきたが、同様な過程が經濟にも見られる。例えば商品生産は資本主義社會においてはそれ自體の法則性をもつものとして、非人間的 (unpersonliche) なものとしてあらわれる。この點については第五章「普及對象としての農民」に詳述する。)

#### Ⅳ 普及員と被普及者としての農民——純粹な「普及關係」の成立

技術の發展は上にのべてきたように技術者の獨立を生むと同時に、自身の法則の展開がそれを應用すべき農民との間に空白地帯を生ぜしめ、ここに「普及員プロパー」の生まれる基礎を與えるに到つたのである。

一方農民の側においても、社會分化の法則は歪んだ表情を呈しながらも、結局は貫徹されねば止まぬ。村落、同族集團、さらに家までもが分解し、彼をつつんでいた粘體のようによんだ社會の網が解きほぐされて、そこに次第々々に、「天は人の上に人を作らず」(福澤諭吉) という、一個の市民としての人がたちあらわれてくる。そして彼にとつてはいまやもう、かつて身をおおつていた人格的自然、倫理化された自然法則は色褪せてみえる。目の前にある巨

大ではあるが、透明な客觀的法則を見つめることができる。ここにおいてこの巨大な客觀的法則のシステムを共にしようとする同類Ⅱ普及員との間に、それを媒介にしてグループを創りうる可能性が與えられるのである。彼らはこのグループを通じてある特定の目的のみを達し、又このグループは普及プロバラーのみの機能を營む。ここにおいて始めて、〈普及員—被普及者としての農民〉關係が純粹な形で創り出され、ここに始めて個有の意味での「普及關係」が成立したと宣言することが出来るであらう。

然し現實における諸條件はこの純粹形式としての普及關係を生む前夜にある。そしてまさに普及政策といわれるものは、このような純粹な「普及關係」を創り出すために、普及員を設置し訓練し組織し、それによつてその關係の創出を阻害している舊來の重なり合つた社會關係——前に普及的關係と名付けたもの——を切り離して、それを純粹な形で抽き出してこようとするものであつた。

一方永く普及的關係として存続しつづけてきたところの、恐らくは自然的なグループ、——例えば「大前百姓—小前百姓」グループの如き——は、このように一定の限定をうけた關係のうちに入ることによつて、多少ともあれ普及的場面を濃化し、ここにおいて二種の關係——普及的と普及の——が具體的には重なり合うことによつて、それ自身普及關係を通じて成員が相互作用に入りうる途が拓かれる。わが國で言えば明治後半期以後の、主として農會を通ずる地主の普及的機能がこれである。現實にわれわれの直面している事態はまさにこのように二つの關係が重なつているところに在るが、それは個々の國々、時代によつて種々のニュアンスを異にしているのであり、より詳細なデータの上に更めて論じられねばならない。

われわれは従つて、ここにはこのようにして成立すべき普及關係の理想形態を描くことで満足せねばならぬ。

## 加 理想形態としての普及関係

普及関係において、普及員と農民とは、兩者の間に、前に客観的な技術（あるいは経済法則、生活法則等々）を共通にもちその客観的なものの前に平等な立場に立ちつつ、又それを媒介にして結合することになる。ここではともに経験しともに認識し、ともに學ぶという〈Wir-Erlebnis-Kommenden-Lernenden〉ゲマインシャフトが成立する。

普及についてよく言われるフレーズであるところの、「農民の自發的意志を尊重して」云々というのは、まさにこのような「普及関係」プロバのなかにおいてのみその場をもつ「平等な同じ價值をもつ人間の結合」(eine Verband von gleichen, von Personen gleichen Würde) がゲマインシャフトであるとすると、普及員と被普及者たる農民とは兩者に共通の客観的なものの前に、ともに市民として首を垂

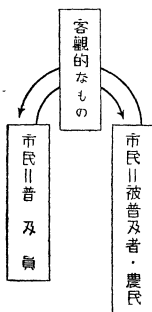


圖 4

れるのであるから、まさにゲマインシャフト関係にあるというべきであろう。前の普及的關係が無媒介の個人的接觸 (persönliche Kontakt) を中軸としていたのに對して、何らかの客観的なものを媒介としたゲマインシャフト關係にあることが注意さるべきである。第4圖はそれを圖示したものである。

そしてここにおいて普及員はかりに技術的知識において農民に一日の長があつたとしても、上下關係を成立させる基礎にはならず、たんに「同類中の第一人者」(primus inter pares) を意味するのみにとどまる。アダム・スミスが「哲學者と袋かつぎ人夫との間にはシェバードとブルドックほどの差異もない」と喝破したといわれるが、この場合の兩者の關係はまさにかくの如き哲學の上に立つてゐる。

技術者が傳達者を兼ねる場合にはともすれば知識の差がそのまま權威を生む基礎になり易いし、また前代の勸農的關係においては殊にこの差は支配關係によつてカバーされて、「劣者の上に立つ優者」(der superior: super inferioribus)として地主や老農がたちあらわれた。その事態と比較してみれば、今や事態の轉換は既に明らかであろう。マックス・ウェバーの言い方によると、この關係は〈autonom, und autokephal〉と云つて可い。<sup>(38)</sup>

「そのグループの外にあるもので、いわば Heteronomie (他律) によつてある團體の秩序 (Ordnung) が設定されるのではなくて、そのグループの内容 (Qualität) をなすところの團體の力 (Verbandsgerossen Kraft) によつてそれがなされた場合にこれを〈autonom〉といい、又外部の人の手によつてなされた場合でも、その指導者や團體の幹部がその團體の獨自の秩序に従つて——いわば Heterokephalie によつてでなく——その團體をある状態においた場合にこれを〈Autokephalie〉と云ふ。」

従つて此の場合に普及員はその團體——かりに普及グループといつておく——の世話役にすぎず、その普及グループによつて——現實的には農業改良委員會がその役割を果すのであるが——或る農業普及という直接の目的のために召し出され、そしてこのある特殊の目的についての必要が存する限りにおいてのみ世話をしているものにすぎぬ。そして彼がその目的について信頼を失い、あるいは用が済むや否や解任されうるのである。これは舊來の、例えば地主——小作關係のような普及的グループにおいて、地主が普及的役割を演ずるとしても、それは永續的で解任され得ない點と對立して特徴的なメルクマールとなる。

ガイガーは、指導者一般について、「指導者が運動に目的を與えるのではなくて、運動が逆に指導者に目的を與えるのだ」と云つたが、まさに兩者の關係はこのようなものとなる。<sup>(39)</sup>

これからの本當の勉強はねえ

テニスをしなから商賣の先生から

義理で教わることでないんだ

きみのようにさ

吹雪やわずかの仕事のひまで

泣きながら

からだに刻んで行く勉強が

まもなくぐんぐん強い芽を噴いて

どこまでのびるかわからない

それがこれからのあたらしい學問のはじまりなんだ

.....

(宮澤賢治)

北國の寒村で、一介の農民として「朋だち」と泣きながら凶作とたたかい、科學的施肥技術を研究し合つた宮澤賢治は、眞の意味での普及者たり得たであろう。「稻作挿話」と題するこの詩の一節は、もつとも美しくその面目を傳えるものである。

x      x      x      x      x

以上に觀察し來つた普及關係成立の過程、すなわち普及プロパー成立の過程は、事態を理想型的に叙述し來つたに過ぎぬ。さらにわれわれの現狀とその問題とに直接接近しようとするときにはより詳細にその過程を追わねばならぬ。

次章以下においては、普及主體としての普及員及び、普及對象・被普及者としての農民がいかにして、またいかな

の意味において、今日主としてわが國に存在しているか、あるいはかかる形勢が何處までまたいかように現に成熟しているかを検討し、ひきつづき普及がより廣い社會と關係する面を、理想、普及政策、普及組織の各面においてとらえ、最後に普及作用（方法）に論及することによつて、以上の課題を果す豫定である。また、このような普及の概念は教育の概念殊に最近の教育を廣く解釋する立場のそれと相おおうのではないか、とも考えられる。（例えば海後宗臣著『教育編成論』）これに關しては附論として次回に論じようと思う。概觀の便のために左に第五章以下その細目を掲げることとする。

（附記）とくに第四章の立論に關聯するところ多い論稿を最近得た。野口彌吉著『農學概論』（養賢堂、昭二五年九月）これである。この本については別の機會に書評したいと思う。

x            x            x            x            x

## 第五章 普及對象としての農民

一、農民の社會的環境の外化と非人格化 二、 $\wedge$ 經濟的側面 $\vee$ 商品生産 三、 $\wedge$ 技術的側面 $\vee$ 技術の急速な科學化 四、 $\wedge$ 傳達手段の側面 $\vee$ 交通・通信機關の發達 五、農村の文化的遅れと國民文化の二元的構造 六、市民としての農民の出現——農村の社會分化

## 第六章 普及主體としての普及者

一、經驗農法と老農 二、科學的農法の成立と、専門技術者の成立 三、技術普及者の二つのタイプ（a）技術者、普及者の未分化（b）技術者・行政者・普及者の未分化 四、普及者プロバターの分化獨立の形勢、「普及」の機能の發見、とくに普及専門家（Extension Specialist）

の出現 五、普及者の社會的タイプ 六、若干の問題

## 第七章 普及の理想

一、普及と社會 二、普及理想の併存 三、普及理想の機能とその二重性 四、普及理想の分化と個人化

## 第八章 普及政策

一、普及及び普及政策 二、普及政策の概念 三、現實における普及の權能の重複 四、匿名の普及 五、普及の自主性 (Autonomie) と農業改良委員會

## 第九章 普及組織

## 第一〇章 普及作用

## 結論

註1 暴力勸農の例の若干については次の文獻を見よ。

北島保治「短冊形苗代の強制施行について」(大日本農會報、二二五號、明治三三年六月)

小柳輝一「麥の強制移植事件」(農業技術、昭和二三年二月號)

また一般に力關係 (Machtverhältnisse) と暴力關係 (Gewaltverhältnisse) とをこの觀點から區別したものととして次の論稿がある。

F. Oppenheimer: Machtverhältnis, im Handwörterbuch der Soziologie, s. 338.

註2 A. Fischer: Pädagogische Soziologie, s. 411.

なお、このような關係、團體は M・ウェーバーの言葉では、目的意志的團體 (Zweckintentionale Verband) と言われるものにあたる。

註3 デュルケム『社會的行動の基準』田邊譯

註4 F. Oppenheimer: a. a. O. s. 339.

註5 身分によつて社會的距離が保持されている社會——身分社會——においては社會が客觀的なものとしてあらわれ得ず、身分社會が崩れて階級があらわれるに到つて始めて——歴史的にはヨーロッパでは十九世紀より——すなわち、まさに社會的存在(Gesellschafts-Sein)たる階級が出現することによつて、逆に、社會そのものが發見される。ここに近代的な意味では眞の科學としての社會學が誕生する基礎が與えられた、というジューメルシュンペーターの社會學成立に關する言葉は此のことを物語つてゐる。(G. Simmel; Soziologie, 第一章、一二頁。)

註6 櫻井武雄『近代日本農政史』六七頁、なお同氏編『フェスカの日本地產論』解説の部分に詳しいフェスカ小柳の應酬が考察されている。

註7 丸山眞男氏の日本思想史に關する研究、例えば「儒教に於ける自然と作爲」「福澤に於ける實學の轉回」等を参照。

註8 川田信一郎稿「魔法使は未だ生きている」農業及園藝、二二の二、昭二二、二月號。

註9 C.C. チンマーマンはヨーロッパ・アメリカ社會と比較して、習俗社會(folk society)の特徴を土地に對する農民の態度の差に求めているのは此際興味ある點である。

「習俗村落人にとつて土地は神聖なものである。彼にとつてそれは家であり、それは彼を養ひ、不安から防護し、人生の一地位を得させる、いうにいわれぬ何ものか(a strange something)である。」(Farmers of the World, p. 141-2, 邦譯「世界の農民」二〇五頁)

註10 庄司吉之助稿「相馬藩における農業技術」農業七二八號、昭一六、七月號所載。

註11 丸山眞男稿「福澤に於ける實學の展開」東洋文化研究、三號、昭二二、三月、九頁。

註12 同一二頁。

註13 このような例は戰時中の「精神農法」(近藤萬太郎博士の表現)を始めとして他にも多數ある。その若干をここに摘記すれば、

(a) 『榮穀雌雄辨』(元祿年間版)稻の雌雄を、人間男女と比較説明し、また稻の生育期間が一〇ヶ月だということを説明するのに、人間胎兒の懷妊期間が十ヶ月であるということとアナログシユに説明する。

(b) 明治の雌穗雄穗の説はこれにつながる。小野武夫「農村史」、岩槻信治「稻作改良精説」、野口「農業技術論」参照。

(c) 林遠里の陰陽説。『勸農新書』(明治一四年版、綠溪舍藏版)は卷頭第一に記している。

「夫寒氣は陰の極、陽の元にして萬物發生の氣を含める者なれば、之を播種するの始と謂可し、是故に春生じ夏茂り秋稔者は必ず冬より蒔付可き者にして、家屋の内に貯へ置べきに非ず、四季を兼ずして雪霜を厭いとずは少く之差異あれ共、稻は元來四季を兼たる者にして冬より蒔付け難ければ水に浸し又は土中に圍い、寒氣に觸しめて後蒔付くべきなり……」

註14 丸山眞男、前掲稿。

註15 W. Sombart:『高度資本主義』梶山譯、一四〇頁。

註16 野口彌吉『栽培原論』二頁。傍點筆者。

なお同書に示された、作物收量決定の三つの要素、作物の遺傳性、栽培技術、環境條件、の考え方、及び寺尾博士の各要素間の相對性法則、最小律の作用、とくに「その場合に吾々の眼に映ずるものは形態學的形質には相違ないが、その原動力は生理學的特性であつて……」(本書、四頁)という考え方に注意せよ。

註17 近藤萬太郎稿、農業及園藝、二一の一、昭二一、一月號。

註18 マーシャル『經濟學原理』大塚金之助譯

註19 横井時敬博士の『農業教育について』と題する全國農事會大集會に於ける演説。大日本農會報告二六二號、明治三六年六月號。

註20 C. B. Smith & Wilson: Agricultural Extension System in United States, 1930. p. 5.

註21 L. von wiese: Technik, im Handwörterbuch der Soziologie.

註22 わが國に於ける勸農、例えば戰時中の「翼壯式」と稱する廣幅薄まきの麥栽培法、あるいはある種の民間肥料が政黨の名を冠して、「××黨の肥料」と云われて特定の代議士によつて普及宣傳される等の事態。

註23 L. Von Wiese: a. a. O.

註24 「合理的農業」の著者老テヤが、農場附きの農科大學の創設者であつたのに對して、「農業への科學の應用」の著者、リービツヒが農學大學を町に移轉せしめて他の科學との綜合大學とせよ、と主張し、爭論の末遂にその所志貫徹したというエピソードは、この場合甚だ示唆的である。わが國の場合、駒場から本郷への移轉にあたつて、このような議論が有つたか否かは私は知らない。

註25 教育の専門擔當者として始めて僧侶があらわれたときに、諸科學の成立のチャンスが與えられ、ここに初めて教育に内容

が存在するようになったという、デュルケムの指摘。(デュルケム『教育と社會學』邦譯、一六四頁)

註26 前田正名、農政計畫圖表解説、傍點は原著者のまま。明治前期勸農事蹟輯録、下巻、一七一頁。

註27 C. B. Smith: op. cit. p. 133.

註28 野口彌吉、農業技術論、河出書房版。

註29 A. C. True: アメリカ合衆國に於けるエクステンション・ワークの歴史、邦譯、農業綜合研究所刊、參照。

註30 J. A. Hanley: Agricultural Education in College and County, "Agr. in the 20th Century," 1939. 215p

註31 T. S. Harding: Science and Agricultural Policy, 1940. Year Book of Agr. U. S. D. A. p.p. 1102. ff. 以下

所論もこの論稿によるものが多く。

註32 Report on Agricultural Research in Great Britain, by Political and Economic Planning. London, 1938.

p. 9ff.

註33 石川翁『農道要典』三井報恩會刊。

普及員に不可欠の武器として、農業診斷學が登場してくる所以の一つ。參照、拙稿「普及員のための農業診斷學確立のために」新しい農業、昭和二五年一〇號所收。

註34 アメリカの如くプラグマチズムの國において、而も大學が民間理事會の強い監理下にあるところすら、教師がエイゼントを兼ねることは無理で、次第に分離されるようになった。この過程についての詳しい叙述は、トルー氏の『エクステンション・ワークの歴史』及び「農業試験研究史」(いずれも邦譯あり——農業綜合研究所刊)を參照せられ度し。

註35 R. H. Holmes: Rural Sociology, 1932, p.p. 302-4.

註36 Farmers of the World, p. 4.

註37 農業技術者が、指導農場制度の組織化によつて普及を擔當しようとしたとき述べた次のような言葉のなかには、このようなニュアンスがないと斷言できるであらうか。

「日本の農民並に農業は新しき出發に際して眞の意味での指導者を求めているのだ。これを逆に指導者の面についてみるならば、權力に非ず權威を備えた者に成長するのでなければならぬ。そしてその指導するところの農民と云う個の、發展と完成

でなければならぬ」(原政司稿、指導農場往來、農業技術一の三、昭和二一、四月號)

註 38 M. Weber: Wirtschaft u. Gesellschaft, s. 26, F. Oppenheimer: a. a. O. 49 再引用。

註 39 L. von Wiese: Führung, im Handbuch der Volkswirtschaft. 46 再引用。〈Nicht der Führer gibt der Bewegung das Ziel, sondern sie ihm〉。

(研究員)